

〔報告第1号〕

## 会 務 報 告

令和7年1月1日から令和7年12月31日までの会務の概況を、下記のとおり報告いたします。

令和8年2月17日

愛媛県町村会長 高門 清彦

記

### ◎ 会 議

#### 1 総 会

##### (1) 定 期 総 会

第78回定期総会は、2月19日午前11時30分から「ANAクラウンプラザホテル松山」で県内9町長の出席を得て開催した。

総会は、河野会長の挨拶にはじまり、全国町村会長（代理・河野全国町村会行政部長）から来賓祝辞を頂いた後、事務局より祝電披露があった。

次に、令和7年1月23日の都道府県町村会正副会長交流会で自治功労者として表彰された上浮穴郡久万高原町長の河野町長、西宇和郡伊方町長の高門町長、北宇和郡松野町長の坂本町長、南宇和郡前愛南町長の清水様の4名を代表し、北宇和郡松野町長の坂本町長に対して、河野会長より表彰状の伝達を行った。

続いて、事務局から総会の議事に入る旨を宣言し、規約第11条の規定に基づき、河野会長が議長席に着き、議事録署名人に小野植内子町長、中村愛南町長を指名し、次のとおり議事を進行した。

（報告第1号）「令和6年本会会務報告」を議長から報告し一同了承。

次に、議案第1号から議案第5号を審議した。

（議案第1号）「理事の補欠選任について」を事務局から説明し、議長による指名推薦の結果、理事に坂本松野町長を選任することで一同了承。

（議案第2号）「令和7年度愛媛県町村会事業計画」、（議案第3号）「令和7年度本会会費の分賦方法」、（議案第4号）「令和7年度本会一般会計予算」（議案第5号）「令和7年度本会特別会計予算」の4議案を一括上程し、審議の結果、異議なく原案どおり決定され、午後12時14分閉会した。

##### (2) 愛媛県町村会と愛媛県町村議会議長会との意見交換会

午後5時30分から「ANAクラウンプラザホテル松山」で、愛媛県町村議会議長会との合同で開催した。河野会長の挨拶に始まり、来賓の中村愛媛県知事、三宅愛媛県議会議長の前祝辞の後、来賓を囲んで意見交換会を行った。高門愛媛県町村副会長が閉会のことばを述べ、午後7時30分終了した。

## 2 臨時総会

### ○第1回臨時総会

5月23日「全国町村会館」において開催した。

#### 〈議 事〉

- 1 (議案第1号) 任期満了に伴う会長の選任について
  - 2 (議案第2号) 任期満了に伴う副会長の選任について
  - 3 (議案第3号) 任期満了に伴う理事の選任について
  - 4 (議案第4号) 任期満了に伴う監事の選任について
- 4議案について協議の結果、全会一致で下記のとおり役員が決定した。
- |     |         |        |      |
|-----|---------|--------|------|
| 会 長 | 高 門 清 彦 | 伊方町長   | (新任) |
| 副会長 | 坂 本 浩   | 松野町長   | (新任) |
| 理 事 | 上 村 俊 之 | 上島町長   | (再任) |
| 理 事 | 河 野 忠 康 | 久万高原町長 | (新任) |
| 監 事 | 兵 頭 誠 亀 | 鬼北町長   | (再任) |
- (任期 令和7年6月6日から令和9年6月5日 2年間)

## 3 正副会長会

○7月4日「愛媛県自治会館」において「令和7年度第1回正副会長会」を開催した。

## 4 理 事 会

○2月6日「愛媛県自治会館」において第1回理事会を開催した。

#### 〈議 事〉

- 1 (議案第1号) 令和7年度愛媛県町村会事業計画
  - 2 (議案第2号) 令和7年度愛媛県町村会会費の分賦方法
  - 3 (議案第3号) 令和7年度愛媛県町村会一般会計予算
  - 4 (議案第4号) 令和7年度愛媛県町村会特別会計予算
  - 5 (議案第5号) 令和7年度全国町村職員生活協同組合愛媛県支部予算
- 5議案について事務局から説明があり、協議の結果、それぞれ決定された。

#### 〈そ の 他〉

- (1) 愛媛県町村会第78回定期総会について
  - (2) 各団体役員就任状況について
- 事務局から内容を説明し、一同了承した。

## 5 全 員 連 絡 会

○5月23日 令和7年度第1回開催

#### 〈報告事項〉

- 1 全日本自治団体労働組合(自治労)愛媛県本部からの要請書について
- 2 今治市林野火災に対するお見舞いについて

3 地方自治体のシステム標準化コスト増加に関する要望について

4 令和7年度本会事務局体制について

〈協議事項〉

1 令和7年度町等公平事務委託費の負担について

2 令和7年度町職員研修会実施計画について

3 令和7年度四国四県町村長・議長大会について

〈その他〉

1 令和7年度第2回臨時総会について

2 令和7年度第2回全員連絡会について

3 町長国内外視察研修について

4 全国町村会長選挙について

○7月7日 令和7年度第2回開催

〈県庁各課等からの提出議題協議事項〉

1 第76回全国植樹祭(令和8年春 開催)への協力について

2 令和10年度国民文化祭について

3 事業承継の現状と愛媛県事業承継・引継ぎ支援センターの活動について

4 愛媛県・市町連携推進プラン令和7年度版(概要)について

〈報告事項〉

1 全国町村会の会長選挙について

2 日本自治体労働組合総連合(自治労連)愛媛県本部からの要請書について

3 国民保護のための避難行動周知促進のお願いについて

〈その他〉

1 全国町村長大会前後の関係団体大会・会議等予定(第1報)について

2 国内視察研修について

3 サマージャンボ宝くじの発売概要並びに購入促進の依頼について

4 令和7年度第3回全員連絡会について

○10月21日 令和7年度第3回開催

〈県庁各課等からの提出議題協議事項〉

男性職員の育児休業取得促進について

〈報告事項〉

全日本自治団体労働組合(自治労)愛媛県本部及び日本自治体労働組合総連合会

(自治労連)愛媛県本部からの要請書について

〈協議事項〉

全国町村長大会並びに町長能登半島災害対策等視察研修について

〈その他〉

1 令和7年度災害共済・保険事業加入推進運動及び全国町村職員生活協同組合共済事業加入推進運動について

2 過疎対策関係予算・施策に関する要望について

3 次回全員連絡会について

## 6 四国四県町村長・議長大会

9月25日午後2時から、「ザ クラウンパレス新阪急高知」において、四国四県の連携をより強化するために、四国四県の町村長・議長ら170人が一堂に会して開かれた。

大会は、五味高知県町村議会議長会長の開会のことばがあり、四国四県町村会・議長会を代表して上村高知県町村会長の挨拶ののち、谷川香川県町村会長が「宣言」を朗読し、決定。

次いで、濱田高知県知事、三石高知県議会議長、田島全国町村会副会長、中本全国町村議会議長会長からの祝辞をいただいた。

次に議事に入り、議長に前田本県町村議会議長会長を選出。次いで各提出議題の審議に移り、本県町村議会議長会副会長の福島伊方町議会議長から「医療・福祉施設の充実・強化について」を説明した。次に、そのほか別項の議題について、各県代表からそれぞれ提案理由を説明し、審議の結果、いずれも採択され、次項の「決議(案)」を古川徳島県町村会長が、「参議院選挙の合区の見直しに関する特別決議(案)」を大地高知県町村議会議長会副会長が朗読し、同じく採択された。更に、坂本本県町村会副会長が「四国新幹線の整備促進に関する特別決議(案)」を朗読し、採択された。

次に、四国四県の魅力を発信するため「四国八十八箇所霊場と遍路道に関する共同アピール(案)」を、春田徳島県町村議会議長会副会長が説明し、世界遺産登録実現に向けて積極的に活動を展開するよう、満場一致で決定された。

なお、決議事項の実行運動方法等については、四県の町村会長並びに議長会会長に一任された。

最後に、高門本県町村会長から閉会の挨拶があった。

閉会后、記念講演に移り、馬路村農業協同組合元組合長の東谷望史氏から「ごっくん馬路村をつくった男」と題して、講演があった。

### 《四国四県町村長・議長大会提出議題》

- 1 地方税財政の充実・強化及び地方創生の推進について
- 2 医療・福祉施策の充実・強化について
- 3 南海トラフ地震対策及び防災・減災対策の推進について
- 4 四国地方の交通基盤の整備促進について
- 5 農林水産業・地域の活力創造について
- 6 脱炭素社会の実現に向けて

### 宣 言

四国には、四国八十八箇所霊場をはじめ、世界に誇れる独自の歴史・文化が根づいている。

また、多島美の瀬戸内海、黒潮躍る太平洋、美しい山々、素晴らしい田園風景など美しく豊かな自然があり、日本のふるさとの原風景が脈々と受け継がれている。

我々町村は、それぞれの地域が持つ豊かな自然、そこに暮らす人々の営み、そこか

ら生まれた風習や伝統文化を大切にしながら、新たな価値を付加し、魅力ある地方を創生していかなければならない。

しかしながら、急速な少子・高齢化の進展、大都市圏への人口流出などにより、農林水産業をはじめとする地域経済のみならず、集落活動や地域文化の担い手不足などで、地域活力は低下の一途を辿っており、特に、中山間地域や離島においては、買い物や移動手段といった生活面での不安も抱え、近い将来、集落の消滅さえ危惧されている。

この非常に困難な状況を打開すべく、国と地方は「地方の再生なくして日本の再生なし」という強い信念を持ち、地方独自の創意工夫や国・地方の緊密な連携のもと、人口減少の克服と地方創生の充実・強化に総力を挙げて取り組んでいかなければならない。

我々、四国57町村長と議長は、人々がふるさとに誇りを持ち、希望と活力に満ち溢れた地域社会を実現するため、持てる限りの英知と努力を傾注することをここに誓うものである。

以上、宣言する。

令和7年9月25日

四国四県町村長・議長大会

#### 決 議

- 1 地方税財政の充実・強化を図り、地方創生を推進すること
- 1 医療・福祉施策を充実・強化すること
- 1 南海トラフ地震対策等、防災・減災対策の充実・強化を図ること
- 1 四国地方の交通基盤等を整備促進すること
- 1 農林水産業の振興対策及び地域の活力創造を積極的に推進すること
- 1 脱炭素社会の実現に向けた取組をより一層推進すること

以上、決議する。

令和7年9月25日

四国四県町村長・議長大会

#### 参議院選挙の合区の見直しに関する特別決議

日本国憲法が昭和22年に施行されて以来、二院制を採る我が国において、参議院は一貫して都道府県単位で代表を選出し、地方の声を国政に届ける役割を果たしてきたが、平成28年以降、5度の合区による選挙が実施された。

その結果、比例代表に新たに「特定枠」が導入されたものの、投票率の低下や直接候補者と接する機会の減少、自県を代表する議員が出せないなど、合区を起因とした弊害が顕在化したままである。

これからの時代の「この国のあり方」を考えていく上で、多様な地方の意見が国政の中でしっかりと反映される必要があり、都道府県ごとに集約された意思として参議院を通じて国政に届けられなくなることは極めて問題であり、地方創生や安心安全な

国づくりにも逆行するものである。

合区に対しては、地方六団体の全団体において合区の早期解消を決議しており、合区問題の抜本的な解決は「地方の総意」でもある。

ついては、都道府県単位による代表が国政に参加できる選挙制度とするため、憲法改正も含め「参議院の合区解消」を早急に実現することを強く求める。

以上、決議する。

令和7年9月25日

四国四県町村長・議長大会

#### 四国新幹線の整備促進に関する特別決議

全国各地で高速鉄道ネットワークの整備が着々と進む中、四国は全国の中で唯一新幹線の空白地帯となっており、四国地方の発展を図っていくためには、圏域内及び大都市を結ぶ高速交通ネットワークの整備が不可欠である。

2024年の政府の経済財政運営の指針「骨太の方針」では、2023年に続き、基本計画路線を取り上げ、「地域の実情に応じた諸課題について方向性も含め調査検討を行う」としている。

1973年に四国新幹線が基本計画路線に策定されてからはや半世紀を超え、最速で2037年にはリニア中央新幹線が開業し、北陸新幹線は京都、新大阪まで、また、北海道新幹線は、札幌まで延伸する計画であるのに対し、四国新幹線は未だ基本計画のままであり、整備計画への格上げに向けた取組を、さらに強化していく必要がある。

四国に新幹線が整備されれば、四国内における移動時間の大幅短縮のみならず、関西、九州など既存の新幹線ネットワークとの接続による広域交流圏が形成され、観光や産業面での広域的な人流を呼び込むことにより、今後の我が国の経済成長をけん引する地方の発展を支え、地域活性化と未来に繋がるまちづくりを促進するとともに、さらに2050年のカーボンニュートラル社会の実現のためにも、一日も早い整備が望まれている。

よって、国においては、四国新幹線について早急に整備計画への格上げ及び早期実現に向けた措置を講じられるよう強く求める。

以上、決議する。

令和7年9月25日

四国四県町村長・議長大会

#### 「四国八十八箇所霊場と遍路道」に関する共同アピール

「四国遍路」は、徳島・高知・愛媛・香川の4県をつなぐ空海ゆかりの八十八箇所霊場をループ状に巡る全長1,400kmの壮大な寺院巡礼である。

この巡礼は、古くから一般庶民に定着し、それを地域社会が「お接待」と呼ばれるおもてなしの心で支えている。

遍路の基となる「思想・信仰」、実践する「場」、さらにそれを支える地域の「お接待」の三者が一体となった「遍路文化」は、空海が四国霊場を開創したとされる西

暦815年から、1200年余の長きにわたり脈々と受け継がれてきた。

こうした「遍路文化」に象徴される「四国八十八箇所霊場と遍路道」は、平成27年に文化庁により日本遺産として認定されているが、日本国内のみならず世界的に見ても普遍的価値のあるもので、文化財への関心や保護の意識を高め、人類全体の遺産として次代に引き継いでいくべきものであり、まさに、世界文化遺産にふさわしいものと言える。

四国の産官学民の関係団体は、四国遍路世界遺産登録推進協議会を設立し、国から示された課題の解決に向けた取組を進めており、平成28年8月には、文化庁に対して構成資産の保護措置や普遍的価値の証明などを盛り込んだ提案書を再提出したところである。

我々としても、引き続き国に対して、「四国八十八箇所霊場と遍路道」を長大なエリアに及ぶ生きた文化遺産として、この文化遺産が効果的に保存・承継できるよう、世界遺産候補暫定一覧表へ早期に追加記載することを強く求めるものである。

今後、我々は、関係者との連携を強化し、一層の機運の醸成に積極的に取り組むとともに、すべての人を温かく受け入れてきた「四国遍路」の素晴らしさを幅広く周知するなど、世界遺産登録に向け、四国が一体となって取り組むことを強くアピールする。

令和7年9月25日

四国四県町村長・議長大会

## 7 副町長会・総務課長会議

○5月26日午後2時30分から「愛媛県自治会館」において令和7年度副町長会を開催した。

協議事項は次のとおり。

- (1) 日本郵便株式会社からの事業説明
- (2) 県市町振興課からの連絡事項
  - ・ 県・市町連携施策検討促進事業費について
  - ・ 行革甲子園について
  - ・ 愛媛県・市町連携推進プラン令和7年度版について
- (3) 各町からの提出問題（情報交換テーマ）について
  - ・ 災害時の避難等住民への情報伝達手段について
  - ・ 自治会等に対する支援施策について
  - ・ 定年延長者について
  - ・ より効果的な昇任制度について
  - ・ 職員数及び手当等の現状について
  - ・ デジタルに関する高度な知識を持つ「高度専門人材」の確保について
  - ・ 業務標準化とガバメントクラウドへの移行による庁内システム運用経費への影響について
  - ・ こども家庭センターの設置と運営方法等について
  - ・ 総合教育会議の運営方法について
- (4) その他
  - ・ 次期開催について

## 8 その他の会議

### (1) 系統町村会等開催会議

- 1月23日 (一財)全国自治協会評議員会、全国町村会理事会・都道府県町村会長会・全国町村職員生活協同組合総代会
- 3月 6日~ 7日 都道府県町村会政務担当職員研修会
- 4月10日~11日 全国町村会都道府県事務局長会議、全国町村会都道府県町村会事務局長研修会
- 〃 四国四県町村会要望活動（地方自治体のシステム標準化によるコスト増加に関する要望）
- 4月25日 全国町村会政務調査会全体会議・行政委員会、全国町村会理事会・都道府県町村会長会
- 5月 2日 四国四県町村会長・事務局長会議
- 15日~16日 災害共済事業等事務研修打合会
- 30日 全国町村会政調幹事会・政調幹事会各委員会
- 6月17日 全国町村会政調幹事会・都道府県町村会事務局長会議・災害共済事務連絡会議
- 18日 全国町村会政務調査会・都道府県会長会・行政委員会、全国町村職員生活協同組合通常総代会
- 7月 1日 全国町村会理事会・都道府県町村会会長会
- 24日 (一財)全国自治協会評議員会、全国町村会理事会・都道府県町村会長会、全国町村職員生活協同組合 臨時総代会、全国町村会政務調査会行政委員会
- 28日 四国四県町村会・町村議会議長会合同事務局長会議
- 9月 3日 全国町村会 災害共済事務連絡会議
- 4日 全国町村会理事会・都道府県町村会長会
- 11日~12日 災害共済関係事業等加入推進及び火災予防運動等関係事務打合会
- 10月16日 全国町村会理事会・都道府県町村会長会・政務調査会
- 11月18日 全国町村会理事会・都道府県町村会長会・全国町村長大会運営委員会
- 19日 全国町村長大会
- 26日 全国町村会政調幹事会・都道府県町村会事務局長会議・災害共済事務連絡会議
- 12月11日 令和7年度中国・四国各県町村会災害共済事務連絡会議
- 17日 四国四県町村会・議長会合同事務連絡会議

### (2) 各種関係会議

- 1月24日 西日本建設業保証（株） 令和6年度 愛媛保証事業審議会
- 2月 3日 令和6年度愛媛県犯罪被害者等支援推進会議
- 4日 日本赤十字愛媛県支部 令和6年度第2回評議員会
- 6日 愛媛県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり推進本部会議

27日	交通安全県民総ぐるみ運動愛媛県本部運営会議
3月 6日	(一社)内外情勢調査会松山支部懇談会
17日	(公財)えひめ臓器移植推進財団 令和6年度第4回理事会
18日	松山空港利用促進協議会 第4回松山空港将来構想検討会
19日	愛媛県自転車新文化推進協会 デジタルマーケティング・サイクリスト誘致促進事業 企画提案型プロポーザル審査
〃	(公社)愛媛県畜産協会 令和6年度臨時総会
21日	愛媛県救急医療対策協議会
24日	(公財)愛媛県国際交流協会 令和6年度第5回理事会
5月 9日	(一社)内外情勢調査会松山支部懇談会
14日	令和7年度 愛媛県水防協議会
〃	愛媛県租税教育推進協議会 幹事会
15日	(公財)愛媛県国際交流協会令和6年度事業報告及び決算に係る監事監査
16日	令和7年度第1回愛媛県ドクターヘリ運航調整委員会
21日	愛媛県労働局第1回中高年齢世代活躍応援プロジェクト愛媛県協議会
6月 3日	日本赤十字社愛媛県支部 令和7年度第1回評議員会
6日	(公財)愛媛県国際交流協会 令和7年度第2回理事会
〃	愛媛県社会福祉協議会 第240回理事会
〃	(一社)内外情勢調査会松山支部懇談会
9日	令和6年度愛媛県障がい者スポーツ協会監査
10日	(公財)えひめ産業振興財団 定時評議員会
7月 4日	(一社)内外情勢調査会松山支部懇談会
〃	本会会計監査
30日	第8回愛媛県地域日本語教育総合調整会議
8月 5日	令和10年度国民文化祭等基本構想検討会(第1回)
9月 1日	令和7年度愛媛県県民総合文化祭実行委員会(第2回)
5日	(一社)内外情勢調査会松山支部懇談会
10月 3日	(一社)内外情勢調査会松山支部懇談会
10日	令和7年度「小・中学生のふるさと学習作品展」の特別賞等作品審査会
21日	厚生労働省 第20回成年後見制度利用促進専門家会議
11月17日	愛媛県社会福祉協議会 第242回理事会
28日	令和10年度国民文化祭等基本構想検討会(第2回)

### (3)式典等

1月 6日	2025年年賀交歓会
1月 9日	愛媛県人権対策協議会 2025年年賀交歓会
4月27日	自由民主党愛媛県支部連合会第69回定期大会
5月 1日	愛媛県人権対策協議会第65回定期大会
6月 4日	(公財)愛媛県消防協会 令和7年度愛媛県消防大会

- 7月 3日 松山空港利用促進協議会 松山—上海線運航再開記念行事
- 10日 四国地区人権教育研究協議会 第72回四国地区人権教育研究大会  
開会行事
- 19日 西予市立美術館ギャラリーしろかわ第30回全国「かまぼこ板の絵」  
展覧会表彰式
- 8月15日 愛媛県戦没者追悼式
- 21日 四国新幹線整備促進期成会 第7回東京大会
- 9月19日 日本スポーツマスターズ2025愛媛大会 オープニングイベント・開会式
- 10月28日 秋の園遊会
- 29日 交通安全県民総ぐるみ運動愛媛県本部 第64回交通安全県民大会
- 11月 1日 アウトオブキッサニアinえひめ開会式
- 4日 松野町制70周年記念式典
- 5日 愛媛県商工会連合会 商工会法施行65周年・連合会創立65周年記念式典
- 〃 愛媛県社会福祉協議会 第73回愛媛県社会福祉大会
- 15日 えひめ・まつやま産業まつり オープニングセレモニー

## ◎ 要望等

### 1 要 望（陳情）

#### ・ 5月22日 令和8年度 愛媛県内9町の施策等に関する提案・要望

令和8年度政府予算の編成及び「地方創生2.0」施策の決定に当たり、県内9町の発展にとって重要不可欠な提案・要望（項目のみ抜粋）を重点施策として取りまとめ、9町長の連名により、村上誠一郎総務大臣に対して要望を行った。

#### 令和8年度 愛媛県内9町の施策等に関する提案・要望

平素は、愛媛県内9町の行政の推進につきまして、格別のご高配を賜り、深く感謝を申し上げます。

さて、我が国の経済は、米国の相互関税の引き上げ並びに国際情勢の不安定化に伴う物価高などの影響を受け、地域経済や住民生活については、厳しい状況が続いております。特に町村を取り巻く状況は、急速な少子高齢化の進展、生産年齢人口の減少に伴い、農林水産業をはじめとする地域経済のみならず、集落活動や地域文化の担い手不足など、地域活力は低下の一途を辿っております。

我々、県内9町においても、地方独自の創意工夫や国・県との緊密な連携のもと、人口減少の克服と地方創生の充実・強化に総力を挙げて取り組んでおりますが、この非常に困難な状況を打開するためには、これまで以上に強力な国のご支援が必要です。

つきましては、県内9町の現状や課題を踏まえ、町の発展に重要不可欠な提案・要望項目を取りまとめましたので、令和8年度政府予算の編成及び「地方創生2.0」施策の決定に当たりまして、格別の御支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年5月22日

上島町長	上村 俊之
久万高原町長	河野 忠康
松前町長	田中 浩介
砥部町長	古谷 崇洋
内子町長	小野植正久
伊方町長	高門 清彦
松野町長	坂本 浩
鬼北町長	兵頭 誠亀
愛南町長	中村 維伯

#### 《要 望 項 目》

##### I 上島町

- 1 地方創生2.0の実現に向けた支援について
- 2 「島」と「海」を結ぶ賑わい空間施設の整備について

## II 久万高原町

- 3 森林・林業・木材産業による「カーボンニュートラルの取組」について
- 4 基幹業務システム標準化及びガバメントクラウド移行によるランニングコストについて

## III 松前町

- 5 マイナンバーカード取扱い事務の郵便局委託について
- 6 自治体ネットワークに係る財政支援について

## IV 砥部町

- 7 身寄りのない独居老人等の死亡時の遺留金の取扱いについて

## V 内子町

- 8 地域医療維持のための財政的支援の拡充について
- 9 地上デジタル放送難視聴地域対策について

## VI 伊方町

- 10 大洲・八幡浜自動車道の伊方町方面への延伸について
- 11 携帯電話不感地域の解消について

## VII 松野町

- 12 簡易水道事業の更新に対する財政支援体制等の確立について
- 13 国民健康保険直診診療所の運営に対する財政支援について

## VIII 鬼北町

- 14 地域コミュニティ活動の基盤となる集会施設の整備について

## IX 愛南町

- 15 四国8の字ネットワーク（四国西南地域）の早期整備について
- 16 海業の推進について

### ・ 5月29日・30日 令和8年度 国の施策等に関する提案・要望

令和8年度政府予算の編成及び政策の決定に当たり、県並びに市町の発展にとって重要不可欠な提案・要望（項目のみ抜粋）を重点施策として取りまとめ、本会及び愛媛県、愛媛県市長会との連名により、国に対して要望を行った。

### 令和8年度 国の施策等に関する提案・要望

平素より、愛媛県及び県内市町の行政の推進につつまして、格別の御高配を賜り、深く感謝を申し上げます。

現在、我が国は、急速に進行する人口減少を始め、コロナ禍を経た人々の価値観の変化、不安定な国際情勢、激甚化・頻発化する自然災害、飛躍的な勢いのデジタル技術の進化など、さまざまな変動要因に直面しており、先行き不透明な時代を迎えていると感じています。

こうした中、愛媛県では、複雑化・多様化が進む地域課題にスピード感をもって対応するため、政策立案段階から多様な主体の参画を得て政策を企画・実行していく「えひめ版政策エコシステム」を導入するとともに、現場起点での課題解決や新たな価値の創造を目指す「官民共創拠点」を設置することとするなど、政策立案型行政の更なる深化に努めているところです。

また、「えひめ人口減少対策重点戦略」の下、人口減少問題に対し、市町や企業・県民の皆さんと危機感を共有した上で、「オール愛媛体制」により、出会い

の場の創出や移住促進等に取り組むとともに、国内市場の縮小を見据えた海外への農林水産物の輸出拡大、国内外からの一層の誘客促進に向けたプロモーションの展開など、地域経済の活性化にも力を注いでおります。

さらに、デジタル技術の現場実装・横展開や、県内4大学と連携したデジタル人材の育成を図るなど、デジタル技術を駆使したDXを強力に推進しているほか、西日本豪雨災害からの創造的復興と、南海トラフ地震等の大規模自然災害に備えた防災・減災対策の強化にも努めています。今後とも、これまで種をまき、ステップアップを図ってきた政策を更に一步前進させるとともに、地方創生の先頭を走る気概を持って、未来の成長につながる政策に積極果敢に挑戦してまいります。

国におかれましては、地方創生2.0を起動し、地域資源やデジタル・新技術の活用により付加価値創出型の新しい地方経済の創生に取り組まれているほか、賃上げや物価高対策等、重要課題への対応に御尽力いただいているところでありますが、本県の施策を実効性あるものとするためには、財源の確保はもとより、地域の実情に即した事業を推進する上での各種制度の創設や見直しなど、これまで以上に国からの強力な御支援が必要です。

つきましては、本県の現状や課題を踏まえ、愛媛県及び県内市町の発展に不可欠な重要施策の推進に資する提案・要望を取りまとめましたので、令和8年度政府予算の編成及び政策の決定に当たりまして、格別の御理解、御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

愛媛県知事

中村時広

愛媛県市長会長

管家一夫

愛媛県町村会長

河野忠康

## 《要 望 項 目》

### 【最重点項目】

#### I 少子化・人口減少対策

- 1 地方創生2.0の推進について
  - 〔1〕国と地方の役割分担の再定義
  - 〔2〕官民共創を活性化する取組への支援
- 2 人口減少対策の抜本的強化について
- 3 少子化対策・子育て支援の充実について
- 4 女性活躍・仕事と家庭の両立を推進する取組の充実・強化について
- 5 外国人材受入れの拡大及び円滑化に向けた支援の充実・強化について
- 6 医師確保対策について
  - 〔1〕医師確保対策の充実強化
  - 〔2〕災害医療従事者の育成・確保への支援
- 7 公立病院をはじめとした医療機関の健全経営確保について
- 8 教育立県えひめの実現について
  - 〔1〕自らの力で未来を切り拓くたくましい人材の育成
  - 〔2〕教員の働きがいのある魅力的な職場づくり
  - 〔3〕きめ細かな不登校対策等の推進

#### II 防災・減災対策

- 9 林野火災への支援の充実・強化について
  - 〔1〕今治市林野火災の焼損森林の早期復旧
  - 〔2〕今後の林野火災対策の充実
- 10 南海トラフ地震・津波避難対策の推進について

- 11 地域の実情を踏まえた防災・減災対策の推進について
  - 〔1〕 防災・減災対策の総合的な推進
  - 〔2〕 地域の安全・安心を確保するための社会資本整備の推進
  - 〔3〕 社会インフラの戦略的な維持管理・更新の推進
  - 〔4〕 南海トラフ地震に対応した海岸保全施設整備の推進
  - 〔5〕 総合的な土砂災害対策の推進
  - 〔6〕 治水事業の推進
  - 〔7〕 上下水道施設の防災対策等の推進
  - 〔8〕 公共施設等の耐震化の促進
  - 〔9〕 災害時における医療提供体制確保への支援について
- 12 伊方発電所の安全対策の強化等について
- 13 複合災害に備えた原子力防災対策の充実・強化について
- 14 肱川緊急治水対策の推進について
- 15 西日本豪雨災害により被災したかんきつ産地の復興について
- 16 高規格道路の整備推進について
  - 〔1〕 高速道路ネットワークにおける「3つのミッシングリンク」の早期解消
  - 〔2〕 高速道路ネットワークの機能強化・利便性向上
- 17 四国の鉄道の維持・活性化について
  - 〔1〕 四国の新幹線の早期実現
  - 〔2〕 ローカル線の維持・確保

### Ⅲ 地域経済の活性化

- 18 かんきつ産地の体質強化に向けた支援の充実について
- 19 自転車国際会議Velo-cityを契機とした更なる自転車活用の推進について
- 20 松山空港の機能拡充について
  - 〔1〕 ターミナル地域の整備推進及び滑走路耐震性の更なる向上
  - 〔2〕 空港受入体制の充実・強化
  - 〔3〕 進入管制空域の返還
- 21 四国遍路の世界遺産暫定一覧表への記載について

### Ⅳ デジタル技術の活用

- 22 中小企業等の産業DX推進への支援充実について
- 23 次世代のデジタル人材を育む教育DXの推進について

### Ⅴ 持続可能な社会の実現

- 24 脱炭素社会の実現に向けた施策の拡充について
- 25 海洋ごみ対策について

#### 【重点項目】

#### Ⅰ 少子化・人口減少対策

- 26 持続可能な過疎地域等のための支援の拡充について
- 27 ドクターヘリの運航に対する支援等について
- 28 地域の実情に応じた地域医療介護総合確保基金の見直しについて
- 29 特別支援教育の充実に向けた支援について

#### Ⅱ 防災・減災対策

- 30 安全・安心な教育環境整備の促進について
- 31 地域全体で取り組む「流域治水」の推進について
- 32 命を守り暮らしを豊かにする港湾の整備について
  - 〔1〕 松山港、東予港など主要港湾の整備推進

- 〔2〕カーボンニュートラルポート（CNP）の推進に係る総合的な支援の充実

### Ⅲ 地域経済の活性化

- 33 産業創出支援の強化について
  - 〔1〕スタートアップ支援の強化
  - 〔2〕事業承継・第二創業等に向けた対策強化
- 34 海事産業の支援の強化について
- 35 職業能力開発促進施策について
  - 〔1〕地域の実情を踏まえた職業能力開発促進施策の拡充・弾力化
  - 〔2〕「若年者入職促進措置」における若年者の技能検定受検料減免措置対象者の再検討
- 36 農林水産物の輸出拡大について
- 37 強いえひめ農業を支える基盤整備の推進について
- 38 地方が取り組む新たな研究開発の支援について
- 39 家畜伝染病に対する防疫体制の強化について
- 40 畜産経営支援対策の強化について
- 41 鳥獣被害防止対策の予算確保について
- 42 民間建築物等の木造・木質化の推進について
- 43 アコヤガイ稚貝のへい死への対策について
- 44 漁業の担い手確保対策の強化について
- 45 訪日誘客支援空港に対する支援の再開・拡充について
- 46 自治体等が取り組む地方誘客への支援の拡充について
- 47 地方の創意工夫を活かした自転車関連施策の総合的な推進について
- 48 次世代のトップアスリートの発掘・育成に対する支援等の充実について
- 49 障がい者スポーツ振興への支援の拡充について
- 50 地方の文化芸術施策への支援拡充について

### Ⅳ デジタル技術の活用

- 51 DXの推進に係る情報通信基盤の整備促進について
- 52 林業のDX推進と成長産業化について
- 53 水産業のDX推進と成長産業化について

### Ⅴ 持続可能な社会の実現

- 54 循環型社会の形成に向けた取組の強化について
- 55 エネルギーの安定供給の維持・確保について
  - 〔1〕再生可能エネルギーの導入促進
  - 〔2〕エネルギー対策特別会計関連交付金の充実強化
  - 〔3〕サービスステーション（SS）過疎対策
- 56 地域公共交通ネットワークの維持・確保について
  - 〔1〕公共交通の確保維持改善に向けた支援強化
  - 〔2〕公共交通の人材確保支援
- 57 リスクから県民の命を守る安全・安心な生活基盤の充実について
  - 〔1〕警察基盤の強化
  - 〔2〕交通安全施設更新事業の計画的な推進

・ 11月7日 「愛媛地方税滞納整理機構」への支援に関する要望

この要望は、「愛媛地方税滞納整理機構」に対する補助金、県職員の派遣について、引き続き県・市町が連携して、市町税・個人県民税等の徴収率向上に万全を期さなければならない。そこで、同機構を安定して運営するためには、県からの補助金及び管理職員の派遣は欠かせないことから、本会及び県市長会との連名により、県知事・県議会議長に対し面談等により要望を行った。

「愛媛地方税滞納整理機構」への支援に関する要望

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、県内の地方自治の振興発展に格別のご尽力を賜っておりますことを心から厚くお礼申し上げます。

さて、愛媛地方税滞納整理機構は、県内全市町で構成する一部事務組合として、平成18年4月1日に設立されました。

以来、今日まで県ご当局の積極的な支援等によって市町税・個人県民税等の徴収に多大の成果を上げており、とくに機構設立後の効果額としては19年間で190億4百万円余に及ぶとともに、完納件数、完納率及び徴収率ともに高い水準で順調に推移するなど、税の公平性の確保と財政難に苦慮する県内市町の財政健全化に大きく寄与しております。

しかしながら、依然として市町税・個人県民税等の滞納額は多額であり、この解消を図るとともに、納税環境を整備するためには機構の存続が不可欠であります。

つきましては、引き続き県と市町が連携して徴収率の向上に万全を期すため、次年度以降も県の補助金及び管理職員の派遣についてご支援くださいますよう、愛媛県市長会、愛媛県町村会の総意により強く要望します。

令和7年11月7日

愛媛県市長会長 管 家 一 夫  
愛媛県町村会長 高 門 清 彦

・ 11月25日 四国四県町村長・議長大会決議事項の実現方要望

9月25日高知県高知市で開催された「四国四県町村長・議長大会」の決議事項については、関係方面へ文書をもって要望するとともに四県会長が上京の機会にそれぞれ強力に要望することとなったため、本県選出国會議員、各県知事、県議会議長、県主管部長・課長に面談等により実現方を要望した。

[要望書提出先]

政 府＝内閣総理大臣、内閣官房長官、内閣官房副長官（3人）

国 会＝衆議院議長、副議長、内閣委員長、総務委員長、財務金融委員長、  
文部科学委員長、農林水産委員長、経済産業委員長、国土交通委員長、  
厚生労働委員長、参議院議長、副議長、予算委員長、四国四県  
選出衆・参国會議員

政 党＝自由民主党（総裁、最高顧問、副総裁、幹事長、総務会長、政務調査会長）、公明党（常任顧問、代表、副代表、幹事長、政務調査会長）、立憲民主党（代表、幹事長）、日本維新の会（代表）、国民民主党（代表、幹事長）、日本共産党（幹部会委員長、書記局長）  
そ の 他＝全国町村会長、全国町村議会議長会会長、四国四県知事、同県議会議長、同主管部局長・課長

令和7年11月25日

殿

四国四県町村長・議長大会

高知県町村会会長	上 村 誠	㊟
高知県町村議会議長会会長	五 味 隆 仁	㊟
徳島県町村会会長	古 川 保 博	㊟
徳島県町村議会議長会会長	佐 藤 道 昭	㊟
香川県町村会会長	谷 川 俊 博	㊟
香川県町村議会議長会会長	宮 本 隆	㊟
愛媛県町村会会長	高 門 清 彦	㊟
愛媛県町村議会議長会会長	前 田 省 二	㊟

四国四県町村長・議長大会決議事項の実現方要望について（要望）

平素は、地方自治の振興発展の為格別の御指導、御協力を賜り深謝申し上げます。

さて、去る9月25日高知県高知市において四国四県町村長・議長大会を開催し、満場一致をもって別添のとおり決議いたしましたので、これらの実現について格別の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

1. 地方税財政の充実・強化及び地方創生の推進について

（要 旨）

町村は、自主財源の乏しい中、自ら徹底した行財政改革を断行し、人口減少社会への対応、生活関連社会資本の整備、教育・文化の振興、農林水産業の振興、資源循環型社会の構築、国土保全など諸課題に積極的に取り組んでいる。

また、四国地方では、加速度的に進む少子高齢化や大都市圏への人口流出が地域の活力や経済活動に深刻な影響を与えており、我々、町村においても、それぞれの地域の実情に応じて創意工夫を凝らし、自主性・独自性を最大限発揮して地域づくりを進めているところである。

さらに、こども・子育て政策や防災・減災対策、公共施設等の老朽化対策や脱炭素化など、取り組むべき課題が山積し、町村の財政需要が増大している。

よって国においては、地方税財政を充実・強化し、地方創生の取組を強力に推進するため、次の事項について格別の措置を講じられるよう強く要望する。

## 記

### 1 財源の充実について

(1) 地方交付税については、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう総額を確保するとともに、過疎・辺地・離島等の条件不利地域のあらゆる補助事業の補助率に地域条件を加味すること。

また、国の施策により新たな行政需要が生じた場合、必要となる財源については、同水準ルールの外枠で適切に措置し、単位費用の減額による地方一般財源総額の調整を行わないこと。

なお、地方は国を大きく上回る行財政改革を実施する中で、不測の事態による税収減や災害への対応に備えるとともに、地域の様々な課題に対処するため、基金の積立を行っているところであり、基金の増加を理由に地方歳出の削減を行わないこと。

(2) ゴルフ場利用税は、所在町村特有の行政需要に対応しており、不可欠な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

(3) 固定資産税は、町村財政を支える安定した基幹税であることから、制度の根幹を揺るがす見直しや、国の経済対策に用いることのないよう、現行制度を堅持すること。

(4) 過疎地域の多様な財政需要に対応するため、過疎対策事業債の必要額を確保し、地域の再生・活性化に有効なソフト分の発行限度額を引き上げるとともに、過疎地域における地域社会や地域住民の生活に必要なサービスを行うための財源及び産業振興や定住施策を推進するための財源を安定的に確保するため、地方交付税措置や地方創生に係る交付金の充実・強化を図ること。

また、過疎地域と非過疎地域が共同で実施する広域連携事業や広域的に活用される施設整備については、非過疎地域に対する税源措置の充実を図ること。

(5) 町村において、コミュニティバスやデマンドタクシー、自家用有償旅客運送等は地域公共交通として欠かすことのできないものとなっていることから、地域の実情に応じた規制の見直しや町村の取組を支援するとともに、財政措置を充実・強化すること。

なお、自家用車活用事業の実施を希望する地域に対し、円滑な導入に向けた支援措置を講じること。

(6) ICTを効果的に活用した教育が推進できるよう、ICT環境整備（GIGAスクール構想）の費用に係る財政措置を継続・拡充するとともに、端末やネットワーク機器等の維持更新費用、学習用ソフトウェア等についても財政支援すること。

(7) 町村におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進にあたっては、専門人材や財源の確保が課題となっていることから、人的・財政的支援及び情報提供を行うとともに、町村の人材育成を支援すること。

また、条件不利地域を含めたすべての地域がデジタル化に取り残されることなく、社会的弱者を含むすべての住民が等しくサービスの向上を享受できるよう、町村が独自に行うデジタル技術を活用した地域社会の活性化・課題解決に係る事業に要する経費については、財源の乏しい町村の実状や条件不利地域等のハンディキャップも考慮し、十分な技術的・財政的支援を行うこ

と。

- (8) 町村における情報システムの標準化及びガバメントクラウド移行後のシステム利用料については、当初国の方針においては、平成30年度比で少なくとも3割の削減を目指すとされていたが、実際には、運用経費が大幅に増加しており、四国四県の平均では、2.53倍となるなど、財政圧迫の要因となっている。各町村がコストの削減を前提に標準化に取り組んでいることを踏まえ、イニシャルコスト同様に、ランニングコストの増額分についても、全額国費補助とすること。
- (9) すべての町村が地域の特性・実情に応じてグリーン社会の実現に取り組めるよう、総合的な交付金・基金等の創設をはじめとする支援策を講じること。

## 2 地方創生の推進について

- (1) 人口減少の克服と地方創生を実現するため、国は東京圏への一極集中や地域間格差是正など構造的問題の解決に向けて積極的に取り組むとともに地方が自立して効果的な取組を継続することができるよう、安定した十分な財源を確保すること。
- (2) 町村が策定した第2期の地方版総合戦略に基づく事業を円滑に実施できるよう、地域再生計画の認定及び地方創生推進交付金の交付に係る申請手続きの簡素化を図ること。  
また、地方創生推進交付金については、町村が総合戦略に基づいた目標達成のため、新たな発想や創意工夫を活かした事業に柔軟かつ積極的に取り組んでいけるよう、できる限り対象事業となる要件を緩和するなど、自由度の高い交付金とするとともに、その規模も拡充し継続的な交付金とすること。さらに、地方負担分については、確実に地方財政措置を講じること。
- (3) 全ての町村が積極的にこども・子育て支援に取り組むことができるよう、国の責任において制度の拡充・見直しを行うとともに、仮に地方負担が生じる場合に税財源の確保を行うこと。  
また、自治体の財政力等によってこども・子育て支援施策に地域間格差が生じることのないよう、全国一律に実施すべき総合的な施策については、国の責任と財源において必要な措置を講じた上で実施すること。
- (4) 地方大学や専門学校等は、地域活性化に不可欠であり、地方に若者を留める受け皿となっている。コロナ禍以降においてDXが急激に進むなか、地方から大都市圏への人の流れを変えていくために、地方大学等の魅力を高める取組に対して支援を行うなど、地方における教育機関の機能を強化し、積極的に地方の人材確保を図ること。
- (5) 地方における雇用の創出のため、地域資源や強みを活かした成長産業育成のほか、ITベンチャー企業など新しい分野や商品にチャレンジする企業を積極的に支援すること。
- (6) 地域資源を活用したコンテンツの造成による観光客誘致を推進するとともに、同一地域への来訪の高頻度化や滞在の長期化等、観光需要の質的な変化に沿った観光地域づくりにより地域経済の活性化を目指す取組に対し、積極的に支援を行うこと。  
また、地域活性化に寄与することが期待される関係人口の拡大に向けて支援の拡充を図ること。
- (7) 町村の山間部の集落においては、地上デジタル放送の難視聴地域があり、難視聴解消のための共同受信施設を受益者が自己資金で設置・管理して対応

している。今後、施設老朽化等による修繕や更新に伴う費用の増加が見込まれていることから、住民の不安払拭及び負担軽減のためにも、民間事業者によるインターネットを利用した地上波テレビ配信サービスの提供地域拡大の加速化を促進すること。

## 2. 医療・福祉施策の充実・強化について

### (要 旨)

少子高齢化が急速に進む中山間地域では、医師不足、専門診療科不足が深刻であり、地域医療の維持・確保が難しくなっている。

また、少子化の進行は、生産年齢人口の減少による経済活動の縮小に加え、超高齢社会の到来に伴う社会保障負担の増大など、近い将来、国家的な危機を招きかねない課題となっている。

一方で、「地域医療を支える医師の確保、育成」、「包括的かつ継続的な医療提供体制の確保」などの地域医療対策、「子育て支援」、「働き方改革」などの少子化対策、更には「自立した日常生活の営みの実現」、「積極的な社会参加の実現」などの障がい福祉施策等に対する住民ニーズは、高度化、多様化している。

また、介護保険制度については、介護ニーズの高度化・多様化に対応しうる人材の確保・質的向上が喫緊の課題となっている。

こうした中、町村がそうしたニーズに応え、地域住民が安心して日常生活を過ごせるようにするためには、きめ細やかな医療、福祉施策を着実に進めていかななくてはならない。

よって、国においては、総合的な医療・福祉・少子化対策を充実・強化するため、次の事項について早急に適切な措置を講じられるよう強く要望する。

### 記

- (1) 地方における医師や看護師、医療従事者の不足に対して、計画的な育成、確保を推進するとともに、診療科偏在・地域偏在の抜本的な解消、潜在医療業務経験者の復職支援等恒久的に医師や看護師、医療従事者が確保できる仕組みを早急に確立すること。

また、地域医療を支えるへき地等の診療所の運営・維持に積極的な支援を行うこと。

- (2) 市町村が実施している子どもの医療費助成等の地方単独事業に係る国庫負担金・調整交付金の減額措置について、未就学児までの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担の減額措置は平成30年度から廃止されたところであるが、本来、医療費助成は国が統一的に行うべきものであることから、未就学児までの医療費助成に係る減額措置に限らず直ちに全面的に廃止するとともに、国の制度として子どもの医療費助成制度を創設し、町村の財政状況に関係なく、医療を必要とする乳児・幼児・児童に対し、適切な医療が無料で提供できる環境を整えること。

また、子どもの医療費に限らず、重度障がい者やひとり親家庭等の医療費の一部負担への助成を行っている地方自治体への国民健康保険に係る国庫負担金の減額調整措置を廃止すること。

- (3) 子ども・子育て支援新制度のさらなる質の改善に必要な財源確保を含め、

長期的な視点に立ち地域の実情に合った少子化対策の実施を可能とするため、自由度が高く、事業の継続実施が可能となるしっかりとした財政支援措置を講じること。

- (4) 幼児教育・保育の無償化の円滑な実施について、国と地方の役割分担や負担の在り方について、地方と十分協議すること。

また、事務処理等について引き続き丁寧な説明を行うとともに、実施に支障がないよう万全の措置を講じる他、事務負担の増に伴う人件費及びシステム改修費をはじめとする諸費用等について財政支援を行うこと。

- (5) 慢性的な保育士不足の解消に向けて、潜在保育士の活用や保育士の処遇改善に重点を置いた雇用管理改善などの働く職場の環境改善への取組を更に推進すること。

- (6) 児童生徒を交通事故や生活上の事故及び地震等の災害から守るため「交通安全」、「生活安全」、「災害安全」の「安全三領域」に対して、自分の命は自分で守る防災・安全知識や技術を身につけさせる教育の徹底と質的向上のために、授業時間の確保や教員のスキルアップをはじめとする人的体制の強化を図ること。

- (7) 障がい者福祉施策については、サービス確保の観点から、市町村が行う障がい児・者の福祉サービスを実施するために必要な相談支援事業所の運営費補助制度を創設するなど、地方公共団体の負担軽減に向けた抜本的な見直しを検討するとともに、相談支援員の確立に向けた持続可能な制度を目指すこと。

- (8) 介護保険における「保険者努力支援交付金・保険者機能強化推進交付金」の規模別の評価に係る区分については、地域資源や体制等の前提条件が大きく異なる保険者が同じ区分にならないよう、人口規模を考慮するなど、見直しを行うこと。

また、評価指標による保険者の取組の「見える化」の一環として市町村の得点獲得状況が一般公開されたが、各保険者の取組に表層的な優劣をつけることにより、保険者の制度運営に支障を来さないよう、最大限考慮すること。

- (9) 医療療養病床から介護医療院への移行による介護保険料への影響を軽減するため、介護保険料の財政措置を増やすこと。

- (10) 平成30年度の国保制度改革が実効ある改革となるよう、毎年3,400億円の公費投入を確実に実施するとともに、今後の医療費や国税の賦課、加入者の動向等を踏まえ、各自治体の実情に応じて財政支援を講じるなど、国保基盤の強化を図ること。

また、国民健康保険の普通調整交付金が担う自治体間の所得調整機能については、引き続き堅持すること。

- (11) 市町村国保を含め保険者が実施する生活習慣病の発症や重症化予防対策の取組は、今後ますます重要となることから、若年層の早い段階から全国統一基準で健診等を実施できるよう特定健診の対象年齢を引き下げるとともに、その際の市町村国保に生じる経費については、現行の特定健診等の費用と同様に国が責任をもって財源措置を行うこと。

また、国保の保健事業への助成額についても上限枠を拡大すること。

- (12) 国保総合システムの開発や運用に当たっては、市町村等保険者に追加的な財政負担が生じることのないよう、国の責任において必要な財政措置を講じること。

- (13) 予防医学、医療技術及び製薬技術等の進歩により、効果のある先進医療や

薬剤が国民に提供できるようになってきたが、一方で子宮頸がん予防ワクチンの接種後の副反応などが現実に発生しており、その予防や救済支援などの対策については、既に国や自治体で対策が講じられているものの、こうした副反応と製剤の因果関係及び治療法の早期究明と、より手厚い有症状者の救済支援や通常の手当では不足する交通費等を独自に助成している自治体への助成制度の創設を図ること。

- (14) 介護人材の確保に関する広域的な取組や職員の養成に対し十分な支援を講じること。

また、介護職員の更なる処遇改善を求めるとともに、介護支援専門員については処遇改善加算の対象とすること。

- (15) 今後の地域医療構想調整会議では、国が関与することなく開催され、地域医療における医療提供体制を確保するという観点から、地域住民の命と健康をどう守り続けていくかということを中心に議論すること。

その際には地域住民、医療関係者、自治体関係者などの声を真摯に受け止めて、必要な病床を確保するという観点で議論を進めること。

- (16) 児童虐待防止のため、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」等に基づく、町村の体制整備に必要かつ十分な財政措置を講じるとともに、専門的人材の育成、確保に対する支援の充実を図ること。

- (17) 居住地の別に関わらず、母子健康事業や、保健・福祉・医療等の関係機関の連携によって効果的な運営がなされ、妊産婦や乳幼児が安心して健康な生活が出来るよう、一貫性のある支援を行うこと。特に、産前・産後うつをはじめとするハイリスク群は産科施設の多職種による早期の適切な支援により予防効果があることから、精神科あるいは心療内科と円滑に連携可能となるようなシステムを構築すること。

- (18) 認知症対応型共同生活介護（以下「グループホーム」という。）を利用する場合にはグループホームの住所地に住民登録を行うことになっているが、グループホーム所在地の市町村以外から入所した場合、所在地の市町村の財政負担が大きくなり、また、住民が施設に住民登録をしないまま入所するケースが出るなど、介護保険サービスと行政サービスのずれが生じることからグループホームは特定地域密着型介護サービスとして、介護保険制度における「住所地特例」として追加し、「住所地特例」の適応範囲を拡大すること。

- (19) 不採算部門を抱える自治体病院に対し、地域医療を確保し、経営の安定化を図るため、一層の財政措置を講じること。

また、病院事業に係る財政支援措置を見直す場合には、自治体病院の運営に支障を来すことのないよう、十分配慮すること。

- (20) 地域共生社会の実現に向けて、地域住民の複雑化・多様化した支援ニーズに対する包括的な支援体制を整備した町村が、地域の実情に合わせた事業を円滑に実施できるよう、国は十分な予算額を確保するとともに、適切な支援措置を講じること。

### 3. 南海トラフ地震対策及び防災・減災対策の推進について

(要 旨)

未曾有の被害をもたらした東日本大震災以降も、昨年1月に発生した令和6年能登半島地震、近年頻発化する豪雨災害等により、全国各地で甚大な被害が相次

いでいる。

地域に暮らす人々の命と暮らしを守ることは、我々に課せられた最大の使命であり、安全安心な地域社会を実現し、持続可能な活力ある地域を創生するためには、全国的な防災・減災対策、国土強靱化の取組を一層推進することが喫緊の課題である。

これらの課題に着実に対応できるよう、我々は地域住民とともに、これまでの地域の防災対策を見直す中で、想定を超えた事態にも対応できるよう、地域における支え合いの仕組みなどを早期に構築し、真に災害に強い安全・安心なまちづくりに取り組んでいかなければならない。

よって、国においては、四国地方の実情を強く認識し、南海トラフ地震対策等防災・減災対策の充実強化を計画的かつ着実に進めるため、次の事項について早急に適切な措置を講じられるよう強く要望する。

## 記

### 1 南海トラフ地震対策の推進について

- (1) 住民の生命・財産を守る災害に強い県土づくりを進めるために、海岸・河川堤防の耐震化や嵩上げを迅速かつ強力に促進する必要があることから、南海トラフ地震対策を推進するための予算の確保及び財政支援措置の充実強化を図ること。
- (2) 南海トラフ地震対策のうち、用地取得を伴う防災・減災関連事業を迅速に行うため、事業認定を簡素化すること。
- (3) 避難場所や浸水拡大防止等、高規格道路が有する副次的な防災機能の活用など、「防災・減災対策」を強化すること。
- (4) 社会資本整備総合交付金の都市再生整備計画事業などの中に、南海トラフ地震対策特別措置法における避難対策特別強化地域枠を創設し、交付金嵩上げ等の財政的支援制度を充実させ、市町村が実現可能な津波リスクの無い「安全な住宅地の形成」を図る制度を創設すること。
- (5) 行政・教育機関などの公的施設や主要な医療・福祉施設の高台移転について、必要な財政支援措置を講じること。
- (6) 震災に強いまちづくりのため、各種公共施設の耐震性の向上、農業用ため池における防災工事の推進、上下水道施設の耐震化の促進、地震・津波対策としての河川管理施設・海岸保全施設・津波避難施設の整備、緊急輸送路確保のための道路の整備、橋梁の耐震化、法面の防災対策、防災拠点となる都市公園の施設整備、港湾・漁港の整備や土砂災害からの保全、さらにはハード整備と併せたハザードマップの作成などへの安定的な予算を確保するとともに、国費率の嵩上げを行うこと。  
また、孤立対策も推進すること。
- (7) 沿岸部においては津波により甚大な被害が想定されることから、津波浸水想定区域外へ、復旧や受援に関する拠点を整備する制度を創設すること。
- (8) 住宅の耐震対策に必要な財源を確保するとともに、簡易な耐震改修をはじめ耐震改修と併せて行うリフォームや感震ブレーカーの設置等、火災予防対策も補助的に追加すること。
- (9) 臨時情報が発表された場合には、南海トラフ地震の発生形態に関わらず、また、事前避難対象地域であるかどうかに関わらず、地震の発生可能性が高まった地域全体を災害救助法の適用対象とすること。

また、臨時情報を適切な住民避難等につなげるため、住民等が「注意」や「警戒」における取るべき行動を理解し、「正しく恐れる」ための丁寧な周知を行うこと。

## 2 防災・減災対策の推進について

(1) 国土強靱化基本計画及び国土強靱化実施中期計画に基づく施策については、計画的な事業執行に有効な当初予算で措置するとともに、事業を着実に実施できるよう、安定的かつ十分な財源を確保すること。

(2) 令和7年度末に期限を迎える「緊急防災・減災事業」及び「緊急自然災害防止対策事業」については、事業期間の延長を図るとともに、引き続き十分な財源を確保すること。

また、「緊急浚渫推進事業」については、河川の氾濫による浸水被害等を防止するため、計画的に浚渫を実施する必要があることから、対象事業を拡充するとともに、十分な財源を確保すること。

(3) 河道閉塞など大規模な土砂災害の危険性がある箇所の調査や公共道路の法面倒木対策を進めるとともに、土砂災害発生時における安全避難施設及び避難路や、被災後における代替的な避難道の確保など孤立集落対策を進めること。

(4) 急傾斜地崩壊対策事業を始めとした土砂災害防止事業及び治山治水事業を推進すること。

特に、最近の集中豪雨等の災害の多発を踏まえ、防災・減災の観点から、水源地域における治水やダム放流等の在り方を再検討するほか、災害の発生のおそれがある老朽ため池や急傾斜地等の危険個所の整備を推進するため、必要額を確保すること。

(5) 氾濫や越波などの水害及び土砂災害の未然防止や軽減、また災害予防が確実に実施できる仕組みを構築するとともに、河川改修事業・海岸事業・砂防事業・治山事業等の早期整備を推進すること。

(6) 防災・減災等に資する社会資本の老朽化対策を総合的に推進し、とりわけ橋梁・トンネルの修繕や点検に関しては、技術的支援の体制整備や必要な財政支援措置を講じること。

(7) 頻発する災害からの復旧復興を円滑かつ確実に進めるため、国と地方が行っている災害復旧事業と災害復旧に必要な幹線道路の維持修繕を行うための新たな財源を確保すること。

(8) 住民の避難施設など極めて公共性・公益性の高い施設建設を円滑に進めるため、所有者不明土地などについては、用地取得によらず、地方自治体において例えば、地上権と同様の権利を設定し、そのような土地が有効利用できる法制度を検討すること。

(9) 被災者の安否確認や、負傷者等の救命、更には医療活動の状況の把握・共有が図られるような携帯電話や通信衛星等を活用した通信手段の構築など、情報通信手段の確保や、避難者に対する精神面のケア、救援物資等の受入れや配布などの体制整備に伴う制度の確立と財政支援措置を講じること

(10) 住民の生命・財産を守る地域防災力の更なる充実強化を図るため、消防団、自主防災組織等の維持・充実や地域での防災活動活発化のための、さまざまな人的・財政的支援を拡充すること。

(11) 上下水道・簡易水道・下水道事業を将来的にわたり安定的に継続することができるよう、十分な支援を行うこと。とりわけ、災害発生時でも水道水の

安定供給を確保するため、管路をはじめとした水道施設の耐震性の強化、応急給水用資機材や非常用貯水施設の整備等について、必要な財政支援措置を講じること。

また、広域的な連携強化体制の構築も重要であることから、技術的・人的支援を強化すること。

さらに、地理的条件等により広域的な連携の効果を得ることのできない小規模な事業に対する支援措置を講じること。

(12) 防災行政無線のデジタル化をはじめとする消防防災設備・装備の整備及び更新について、財政措置を充実強化すること。

(13) 土砂災害警戒区域内にある既存の避難施設が、避難者の滞在時に土砂災害等で被災しないよう、被災防止対策を実施するための財政的支援を講じること。

また、土砂災害特別警戒区域から、土砂災害警戒区域への指定変更を可能とする安全対策のための交付金などの支援措置を創設すること。

(14) 津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域にある耐震性の無い公営住宅等の建替え等に係る一般財源相当額について、緊急防災・減災事業債の対象にする等、財政支援の更なる拡充を行うこと。

(15) 災害対策基本法をはじめとする関係法令や国の計画に「事前復興」を定義付けるとともに、地方の取組を総合的に支援する交付金などの支援措置を創設すること。

(16) 感染防止のため多様化する避難形態について、それぞれの地域の実情に応じた仕組みの構築や施設整備を更に強化できるよう、十分な財政支援を講じること。

#### 4. 四国地方の交通基盤の整備促進について

(要 旨)

四国8の字ネットワークは、本州四国連絡高速道路等と一体となって、全国の高速交通ネットワークを形成し、物流をはじめとする様々な経済活動や交流を促進し、強靱な国土を創造するとともに、災害時に緊急輸送道路の確保の面からも、極めて重要かつ根幹的な交通基盤である。

将来にわたって持続可能な地域公共交通を構築することは、地方創生に向けて、四国地方が地域の強みを生かした様々な取組を進め、都市や地域間がより緊密に連携し自立的に発展するため、そして、平時の救急医療をはじめ、昨今の頻発する異常気象による大規模災害などの自然災害への備えなど住民が安全で安心な生活を営んでいくために、今まさに、その早急な整備が求められている。

さらに、国において進められている「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指すデジタル田園都市国家構想の実現と併せて、「シームレスな拠点連結型国土」の構築を目指すためには、全国で唯一の新幹線空白地域である四国地方に、新幹線が整備されることは必要不可欠である。

よって、国においては、次の事項について早急に適切な措置を講じられるよう強く要望する。

記

- (1) 四国地方の活性化や自立的発展に必要不可欠で、かつ緊急時に「命の道」となる四国8の字ネットワークについては、ミッシングリンクの解消及び現在暫定2車線となっている区間の4車線化を含め、一日も早い整備を図ること。
- (2) 道路整備の遅れた国道・県道・市町村道・生活道については地域の実情を認識し、集落機能を維持し住民生活を守っていくために、十分な予算を確保し、計画的で着実な整備が可能となるよう措置すること。  
また、道路の老朽化について、点検、診断に対する財政措置を充実させ、町村負担の軽減を図るとともに、次回点検以降は、健全性に応じた点検手法が可能となる点検・診断システムの構築を図ること。
- (3) 地域公共交通網の維持・確保及び充実のため、十分な財源措置を講じるとともに経営基盤が脆弱な地域鉄道事業者を始めとする地域交通事業者に対して、将来にわたる路線の維持・確保に向け、経営の安定化を図られるよう必要な支援の拡充や仕組みの再構築を図り、地域が戦略的に公共交通活性化に向けた取組に対する支援制度を創設すること。
- (4) 四国新幹線の整備計画格上げに向けた法定調査に取り組むこと。

## 5. 農林水産業・地域の活力創造について

### (要旨)

農山漁村は、農林水産業を通じて地域の経済を担い住民の生活の場となっているだけでなく、食料の供給や国土の保全等の役割に加え、再生可能エネルギー蓄積、災害時のバックアップ等新たな可能性を有していること、また田園回帰の強い動きが見られること等、多面的かつ公益的な役割を担う地域であり、国民共通の貴重な財産である。

しかしながら、中山間地域が多い四国地方においては、人口の減少や高齢化が著しく、農林水産業のみならず集落活動や地域文化の担い手さえ不足するなど、地域活力は低下の一途を辿っている。

特に、中山間地域では、農林水産業の生産条件が不利な状況に加え、生産・流通コストの増嵩や、新型コロナウイルス感染拡大による影響などにより、農林水産業の経営は一層厳しさを増している。

さらに、地域での生活を支え合う基盤であった集落が衰退するほか、買い物や移動手段といった生活面での不安を抱えるなど、様々な課題にも直面している。

国においては、農山漁村が直面している危機的な状況を真摯に受け止め、「農林水産業・地域の活力創造プラン」の目指す、若者たちが希望を持てる「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」の構築に向けた取組を積極的に推進することが必要である。

よって、国においては、農林水産業・地域の活力創造を推進するため、次の事項について、早急に適切な措置を講じられるよう強く要望する。

### 記

#### 1 農林水産業の振興について

- (1) 急峻で狭小な農地が多く、規模拡大による競争力強化が極めて困難な条件不利地域である中山間地域では、施設園芸農業など付加価値の高い農業経営について規模拡大や経営の効率化や生産基盤の強化など、生産性や農業所得

の向上に繋がる対策を強化するとともに、新規に就農しやすい営農条件を整備すること。

また、安心して営農が続けられるよう地域の実情や需要に応じて米づくりを推進すること。

- (2) 日本の原風景ともいえる農林水産業の営み、とりわけ農業については、貿易自由化の推進により競争力の弱い中山間地域の農業に大きな影響が懸念されていることから、国の責任において、中山間の小規模経営体においても将来にわたり持続可能な農業経営を行うことができるような施策の実行や必要な予算を拡充すること。

- (3) 農村は、農業者を含めた地域住民の生活の場であるとともに、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしており、農村政策と農業政策は密接不可分であることから一体的に推進すること。

また、国と自治体が農村社会の目指す姿を共有し、政策の内容や財源の在り方について協議を行うため、農政に関する国と自治体との協議の場を設けるとともに、各地域にとって最適な政策が実施できるよう、自治体の裁量を拡充する「農村価値創生交付金（仮称）」を創設すること。

- (4) 地域農業の担い手の育成・確保に当たっては、多様な経営形態や地域の実情に応じた対策を拡充し、継続的に支援すること。

また、「新規就農者育成総合対策」については、新たに農業を志す全ての人が交付対象となるよう、所要額を十分確保するとともに、交付要件の緩和及び交付額の拡充を行うこと。

- (5) CLT等の普及、公共・公用建築物を含む非住宅分野での木造化の推進、間伐材等の利活用の推進及び木質バイオマスのエネルギー利用に関する支援を強化するため、「林業・木材産業循環成長対策交付金」の所要額を確保し、国産材の安定供給と品質向上のための体制を確立すること。

- (6) 「森林・林業基本計画」の対応方向で示された①森林資源の適正な管理・利用、②「新しい林業」に向けた取組の展開、③新たな山村価値の創造、④木材産業競争力の強化を着実に推進するため、十分な支援を行うこと。

- (7) 森林の経営管理を担う意欲と能力のある林業経営者の育成や林業就業希望者を支える仕組みとして、林内路網整備や高性能林業機械導入などのハード整備に加え、人材確保のための経費やスキルアップ研修などのソフト経費も含めたパッケージとなった制度を創設すること。

- (8) 森林資源を有効活用するため、大規模な施業委託型林業とともに新たな事業者が参入しやすい小規模林業を推進するための制度を創設すること。

- (9) 過疎高齢化の進む中山間地域では、地価及び国産材の価格低迷など様々な事情により、土地・山林及び家屋等を所有する住民の死亡後、その相続が長期間なされず、所有者不明の土地・家屋、山林が増加しているが、防災面も含めて公共の福祉のための土地の有効利用といった観点から大きな支障が出ており、改正民法等の周知を含め、国民の理解を得られるよう努めること。

- (10) 「森林・林業基本計画」を着実に実施するとともに、森林経営管理制度の円滑な運用により森林整備が推進されるよう、地域の実情に合わせた体制整備に資する国及び県による支援の強化を図ること。

また市町村における森林・林業行政の充実と、森林整備促進の実効性を高めるため、地方交付税における基準財政需要額（林野水産行政費）の測定単位に「森林の傾斜地面積」を考慮すること。

- (11) 森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図り、地球温暖化対策としての

森林吸収量 2.7%（2013 年総排出量比）を確保するとともに、豊富な人工林資源を循環利用し、木材の安定供給体制を構築するためには、施業の集約化を図り、間伐や路網の整備、主伐後の再造林等を推進する必要があることから、持続可能な林業の推進に必要な予算を確保すること。

- (12) 2050 年カーボンニュートラルに寄与する林業・木材産業のグリーン成長を実現し、山村の活性化を図るため、「森林・林業基本計画」に基づいた各施策を着実に推進し、十分な支援を行うこと。

また、人口減少や高齢化等に伴う担い手不足や新規就業者の定着率の低下を踏まえ、林業従事者が安定して働くことができるよう支援を講じること。

- (13) 「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、公共の建築物はもとより一般の住宅を含めた建築全般の木材利用を促進すること。

また、今後も木材の安定した取引が続くよう支援するとともに、「伐って、使って、植えて、育てる」という森林資源の循環利用を進めるためにも、若い人達が地域にとどまれるよう、夢と希望を持って働ける仕事場の整備と担い手確保のための財政的な支援をすること。

- (14) 漁業所得の向上を目指し、漁村地域自らが策定する「浜の活力再生プラン」や「浜の活力再生広域プラン」の着実な推進に対する支援を強化するとともに、次代を担う意欲ある担い手の育成・確保に向けた支援の充実を図ること。

また、水産物の安定供給と漁村地域の維持発展に向け、ハード・ソフト両面からのきめ細かな支援を実施すること。

- (15) まぐろ・かつお類の日本近海への来遊量を増やすため、科学的根拠に基づく資源管理措置の強化・見直しを提案し、資源の持続的利用が図られるよう、関係国に封し引き続き強く働きかけること。

## 2 農山漁村の活性化について

- (1) 農山漁村地域の活性化に当たっては、都市と農山漁村の共生・対流の推進に向け、地域の特性に応じた都市住民との連携や地域コミュニティの再生、学校教育等における子ども滞在型農山漁村体験教育の推進に対する総合的な対策の拡充を図ること。

なお、「青少年自然体験活動等の推進に関する法律案」を早期に制定すること。

- (2) 食料安全保障の観点から、国際情勢の変化等に長期的に対応し得る農林水産業の生産力強化、農山漁村の活性化に向け、将来を見据えた万全の対策を講じること。

また、食料自給率の目標達成に向け、国民に安全・安心な農産物を安定して供給できる体制を整備するとともに、食料自給率の維持・向上を図ること。

- (3) 「日本型直接支払制度」の事業の実施に当たっては、農業・農村を支える人材の確保及び事務負担の軽減を図るとともに、地域の実情に応じた交付単価の見直しを行うなど、安定的に制度を運営できるよう支援策を拡充し、必要な財源を確保すること。

- (4) 「多面的機能支払交付金」や「中山間地域等直接支払制度」については、農村の美しい景観の維持・再生及び自然環境の保全を推進するとともに、農地を守る支援策の拡充・強化を図るため、必要な財源を確保すること。

- (5) 鳥獣被害対策については、市町村だけでは解決が困難な「災害」のレベルまで達しているため、十分な予算を継続的に確保するとともに、関係省庁や

関係機関との連携の下、被害防止に係る抜本的な対策を講じること。

また、「鳥獣被害防止対策交付金」については、緊急的な捕獲活動と侵入防止柵の整備等の対策の拡充を図り、必要な財源を確保すること。

さらに、狩猟者の負担軽減など担い手の育成・確保に向けた支援策の拡充・強化を図るとともに、処理加工施設の充実や関係事業者の連携促進等を図り、ジビエ利用拡大に向けた取組を支援すること。

- (6) 「農山漁村再生可能エネルギー法」に基づき、市町村における再生可能エネルギーが円滑に導入されるよう、財政支援措置を拡充すること。

また、「農業農村整備事業」による小水力発電の売電収入を地域に還元できる仕組みづくりの推進を検討すること。

- (7) 農山漁村の生活の基盤である集落機能の維持・再生に向け、都市との交流、移住・定住の促進、生活交通の確保、コミュニティ活動の支援など、集落対策を総合的に推進するための支援策を充実・強化すること。

- (8) 農林漁業者は、国産農林水産物の急激な需要の落ち込みや価格下落、ロシア・ウクライナ情勢による化石燃料や肥料、飼料など生産資材価格等の高騰により収入減となっていることから、価格・収入安定対策や販売促進、需要喚起等により、停滞する経済活動が復活するまで支援を継続・強化すること。

## 6. 脱炭素社会の実現に向けて

### (要 旨)

近年は、国内外で深刻な気象災害が多発しており、今後、地球温暖化の進展に伴う気候変動の影響によるリスクがさらに高まることが予想されるなど、地球温暖化対策は喫緊の課題となっている。

2015年に開かれた第21回締約国会議(COP21)で採択されたパリ協定では、「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をする」という長期目標が掲げられた。

わが国においては、2030年の温室効果ガス46%減並びに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする2050年カーボンニュートラルの実現に向け「地域脱炭素ロードマップ」が策定されるなど、脱炭素に向けた動きが加速化している。

そのような中、多くの市町村においても「ゼロカーボンシティ宣言」が行われ、各地域で温室効果ガス排出実質ゼロに向けた取組が進められている。

については、脱炭素社会の実現に向けた取組を着実に進め、持続可能な社会を未来の世代へ引き継いでいくため、国において、次の事項について格別の措置を講ぜられるよう要望する。

### 記

- (1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金については、先行地域のみならず、意欲ある町村が積極的に活用できるよう、交付要件の緩和や予算の拡充を図るとともに、地域の特性に応じて脱炭素化に取り組む全ての町村を支援できる十分な財源を継続的・安定的に確保すること。

- (2) 「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」の目標は、国・県・市町村の連携はもとより、事業者や国民が一丸となって取り組まなければ達成できない難しい課題であるため、広く国民に対して、脱炭素の意識を醸成する情報発信、

啓発を行うとともに、地球温暖化対策や省エネルギー行動を意識したライフスタイル、ワークスタイルへの転換を促進する施策を行うこと。

- (3) 2050年カーボンニュートラルの実現に向け、豊富な再生可能資源を有する農山漁村では再生可能エネルギーの産出を促進し、需要地に届けるための系統を増強していくことが必要であることから、送電網整備のマスタープラン策定にあたっては、再生エネルギー導入ポテンシャルが高い地域の基幹系統の増強を優先的に行うこと。

また、ローカル系統の増強にあたっては、送配電事業者と発電事業者が費用を負担することになっているが、基幹系統の増強の際に活用予定の「再生可能エネルギー発電促進賦課金」を、ローカル系統の増強にも活用するなど、より系統の増強が促進されるような施策を早期に講じること。

- (4) 開発ポテンシャルの高い、地域主導による小水力発電の導入促進に向け、計画から運転開始までの支援体制の構築、設備機器類の標準化・汎用化、水利権等、規制の在り方の抜本的な見直しを行う等、国主導による総合的な対策を講じること。

- (5) 脱炭素社会の実現に向けては、再生可能エネルギーの活用や排出ガスの抑制という点で、公共交通機関の利用促進も重要な施策と考えられるため、交通インフラの更新なども含め、地域交通機関の運行支援対策を講じること。

- (6) ロシアのウクライナ侵攻により、エネルギー資源の深刻な供給不足および価格の高騰が懸念される。

資源に乏しいわが国は、エネルギー供給のうち、石油や石炭、天然ガスなどの化石燃料が80%以上を占めており、そのほとんどが海外への依存であり、現在、エネルギー自給率は10%を下回っている。

エネルギー安定供給の観点からも、この改善を図っていくことが急務となるが、再生可能エネルギーの活用推進、省エネルギーの推進、脱化石燃料など脱炭素の取組を推進することにより、エネルギー自給率の改善を図り、安定的なエネルギー需給構造を確立すること。

#### ・ 11月19日 全国町村長大会要望35項目

11月19日に開催された全国町村長大会において満場一致で採択された要望事項について、本県の高門会長及び坂本副会長等が本県選出国會議員に対して、実現方を要望した。

なお、「要望書」等（項目のみ抜すい）は、次のとおり。

#### 要 望 書

- 1 大規模震災・豪雨災害等からの復旧・復興と全国的な防災・減災対策、国土強靱化の強化
- 2 地方創生の推進
- 3 町村自治の確立
- 4 町村財政基盤の確立
- 5 デジタル化施策の推進
- 6 地方創生の実現に向けた国土政策の推進
- 7 環境保全対策の推進
- 8 地域保健医療対策の推進
- 9 少子化対策とこども・子育て政策の推進
- 10 障害者保健福祉施策の推進

- 11 介護保険制度の円滑な実施
- 12 医療保険制度の安定運営の確保
- 13 国民年金事務の一元化の実現
- 14 地域共生社会の実現
- 15 教育施策等の推進
- 16 農業・農村対策の推進
- 17 林業・山村対策の推進
- 18 水産業・漁村対策の充実
- 19 道路・河川・生活環境等の整備促進
- 20 地域商工業振興対策等の推進
- 21 観光施策の推進
- 22 町村消防の充実強化
- 23 暴力の根絶と安全・安心のまちづくりの強化
- 24 参議院議員選挙における合区の解消等
- 25 エネルギー対策の推進
- 26 過疎対策等の推進
- 27 豪雪地帯の振興
- 28 半島地域の振興
- 29 離島地域の振興
- 30 人権擁護の推進
- 31 米軍機による低空飛行訓練について
- 32 北方領土の早期返還
- 33 竹島の領土権の確立
- 34 尖閣諸島海域における領海侵犯
- 35 国民保護・安全対策等の推進

## ◎ 行政視察

### 能登半島災害対応等視察研修

11月20日～11月21日 令和6年能登半島地震並びに令和6年能登豪雨により甚大な被害を受けた地域の復旧・復興状況について、被災地の課題や対応状況の把握並びに災害対策や地域の防災体制の強化に資する知見を得ることを目的に、石川県穴水町・能登町で能登半島災害対応等視察研修を実施し、県内7町長が出席した。

#### ・視察先及び視察内容

##### (1) 穴水町役場並びに仮設住宅等現地視察

吉村町長の挨拶のあと、同町長より震度6強による穴水町の被害と対応状況について説明を受けた。町では55名(うち災害関連死35名)が亡くなり、家屋被害や、正月の発災で帰省人口増加の要因もあり、多くの避難所が設置されたが、現在では公費解体は98.5%完了し、避難所もすべて閉鎖され、プレハブ等の応急仮設に487世帯、みなし仮設(賃貸型応急住宅)に145世帯が入居している。

災害対応では職員の参集困難や受援体制の未整備など課題が明らかとなり、今後は災害対策本部の強化、連絡手段の確保、職員向けハンドブック作成など体制整備を進めるとのことであった。一方、被災前から交流のあった県外からの知見のあるボランティアとの連携や避難所での町と飲食店組合・ボランティアなどで実現した「セントラルキッチン方式」の炊き出しは有効に機能した。

説明後は質疑の時間に入り、事前に提出していた17の事前質問とあわせて、出席した町長より多くの質問があり活発な意見交換がなされた。終了後、職員の案内のもと、穴水陸上競技場の敷地内に建設された仮設住宅等の現地視察を行った。

##### (2) 能登町役場並びに仮設荷捌き所現地視察

村木町参事復興推進課長の挨拶の後、道下総務課危機管理室長より、能登町内で最大震度6強で80名(うち災害関連死78名)を失う大きな被害を受けたこと、全壊329棟、公費解体95%、仮設住宅524世帯・みなし177世帯の入居状況などの説明があった。発災直後の状況として職員参集は3割で、行政チャット(職員間の情報共有ツール)やロードマップを活用して対応したとのことであった。

避難所は正月の帰省人口の増加や断水で運営が困難だったが、電源確保後に環境が改善した。災害廃棄物処理、インフラ復旧では自治体支援が重要な役割を果たし、通信手段としてEV車両や衛星通信(スターリンク)も活用された。教訓として、能登町よりケースマネジメント体制の整備や記録の重要性が挙げられた。

説明後は質疑の時間に入り、事前に提出していた17の事前質問とあわせて、出席した町長より多くの質問があり活発な意見交換がなされた。終了後、職員の案内のもと、石川県漁業協同組合能都支所を利用した仮設荷捌き所の現地視察を実施した。

## ◎ 自治研修等

### 1 令和7年度町職員研修会

## 令和7年度 町職員研修会実施計画

愛媛県町村会

- 1 目的 地方分権の進展や地方財政の悪化など、地方自治体を取り巻く環境は大きく変化しており、自治体職員に求められる役割は一層重くなっている。こうした中、地方公務員としての高い倫理観と使命感を育み、本格化する分権型社会を担うとともに、時代の変化に的確に対応できる人材を育成することを目的とする。
- 2 研修名 (1)新規採用職員研修 令和7年度の新規採用職員を対象(2日)  
(2)初級職員研修 勤続2年~3年の職員を対象(2日)  
(3)中級職員研修 勤続4年~5年の職員を対象(1日)  
(4)係長職員研修 係長相当の職にある者を対象(1日)  
(5)人物試験評価者講習(1日)  
(6)法制執務研修(1日)  
(7)管理職員研修(1日)
- 3 実施場所  
実施方法 (1)松山市男女共同参画推進センター(コムズ)  
(2)~(4)愛媛県自治会館、NOSAIえひめ等(予定)  
(5)オンデマンド方式  
(6)eラーニング方式  
(7)愛媛県自治会館、えひめ共済会館等(予定)
- 4 研修時期 (1)新規採用職員研修 令和7年4月24日~25日  
(2)初級職員研修 令和7年8月頃(予定)  
(3)中級職員研修 令和7年8~9月頃(予定)  
(4)係長職員研修 令和7年8~9月頃(予定)  
(5)人物試験評価者講習 令和7年6月頃(予定)  
(6)法制執務研修 令和7年6月頃(予定)  
(7)管理職員等研修 令和7年8月頃(予定)

(1) 新規採用職員研修

本年度の「町職員研修会実施計画」に基づき、新規採用職員研修会（新規採用職員を対象）を松山市男女共同参画推進センターで開催した。

研修会受講者数は82人

△ 研修実施科目・時間表

令和7年度新規採用職員研修会日程

1日目

日時：令和7年4月24日（木）

場所：【講義】松山市男女共同参画推進センター(コムズ) 5階 大会議室

【職員交流会】松山三越6階 E3ホール

研修時間	研修テーマ・講師
9:30～ 9:50	受付・開場
9:50～10:00	開会
10:00～10:30	「講話」 愛媛県町村会 副会長 高門 清彦 氏
10:40～12:10	「自己啓発・マナー」 全日本作法会 山辺 桂子 氏
12:10～13:20	休憩
13:20～14:50	「電話応対」 アナウンスハウス松山合同会社 代表社員 福井 一恵 氏
15:00～16:30	「公務員のあり方」 愛媛県市町振興課 主幹 藤田 将文 氏
18:00～20:00	【職員交流会】

2日目

日時：令和7年4月25日（金）

場所：松山市男女共同参画推進センター(コムズ) 5階 大会議室

研修時間	研修テーマ・講師
9:10～ 9:30	受付・開場
9:30～10:30	「地方公務員共済制度」 愛媛県市町村職員共済組合
10:40～12:10	「地方自治・財政・税のしくみ」 愛媛県市町振興課 係長 佐藤 由紀 氏
12:10～13:20	休憩
13:20～14:50	「公文書の作成と扱い方」 愛媛県市町振興課 主幹 吉田 直史 氏
14:50～	閉会

(2) 初級職員研修会

本年度の「町職員研修会実施計画」に基づき、初級職員研修会（勤続2年～3年の職員を対象）をNOSAI えひめで開催した。

研修会受講者数は63人

△ 研修実施科目・時間表

令和7年度初級職員研修会日程

1日目

日時：令和7年9月4日（木）

場所：NOSAI えひめ 5階 会議室

研修時間	研修テーマ・講師
10:10～10:30	受付・開場
10:30～10:40	開会
10:40～12:10	「地方自治制度」 愛媛県市町振興課 行政係長 佐藤 由紀 氏
12:10～13:20	休憩
13:20～14:50	「クレーム対応」 アナウンスハウス松山合同会社 代表社員 福井 一恵 氏
15:00～16:30	「地方公務員制度」 愛媛県市町振興課 主幹 吉田 直史 氏

2日目

日時：令和7年9月5日（金）

場所：NOSAI えひめ 5階 会議室

研修時間	研修テーマ・講師
8:45～ 9:00	受付・開場
9:00～10:30	「地方財政制度」 愛媛県市町振興課 財政係長 近藤 恭平 氏
10:40～12:10	「選挙制度」 愛媛県市町振興課 選挙係長 大岩 誠 氏
12:10～13:20	休憩
13:20～14:50	「コミュニケーションスキル研修」 サクセスブレイズ株式会社 取締役 門田 聖子 氏
14:50～15:00	閉会

(3) 中級職員研修会

本年度の「町職員研修会実施計画」に基づき、中級職員研修会（4～5年の職員を対象）をNOSAI えひめで開催した。

研修会受講者数は53人

△ 研修実施科目・時間表

令和7年度中級職員研修会日程表

中級職員研修会

日 時：令和7年10月3日（金）

場 所：NOSAI えひめ 5階 会議室

研修時間	研修テーマ・講師
10:10～10:30	受付・開場
10:30～10:40	開会
10:40～12:10	「防災について」 愛媛大学大学院 教授 森脇 亮 氏
12:10～13:20	休憩
13:20～14:50	「愛媛の空き家問題の現状と課題 ～利活用と除却の推進～」 株式会社いよぎん地域経済研究センター 新藤 博之 氏
14:50～15:00	休憩
15:00～16:30	「問題発見・解決能力向上講座」 株式会社流義 代表取締役 岩城 博之 氏
16:30～16:40	閉会

(4) E B P M研修会(係長職員研修会)

本年度の「町職員研修会実施計画」に基づき、E B P M研修会(係長相当の職員又は政策立案担当職員を対象)を「実施要領」により開催した。

研修会受講者数は21人

E B P M研修会研修会実施要領

愛媛県町村会

- 1 研修目的 地方自治体においては、限られた財源と人的資源の中で最大限の政策効果を発揮することにより、行政運営の効率化並びに住民サービスの質及び住民満足度の向上に寄与することが不可欠である。  
本研修では、従来の経験や直感に基づく政策立案から脱却し、科学的根拠に基づく合理的な意思決定を推進するためにもEBPM(エビデンスに基づく政策立案)の重要性を理解し、実際の政策立案に活用するための具体的な手法を学ぶことで、より効果的な行政運営を実現するためのスキル習得を目的とする。
- 2 日 時 令和7年8月29日(金) 13時30分～16時30分
- 3 場 所 えひめ共済会館 4階 末広  
松山市三番町5丁目13-1 電話：089-945-6311
- 4 対 象 係長相当の職にある者又は政策立案担当職員  
※会場等の関係から受講希望者が多い場合、人数を調整させていただきますことをご了承願います。
- 5 研修講師  
総務省統計局統計情報利用推進課 課長補佐 辻元 亮 氏  
総務省統計局統計情報システム管理官付統計基盤デジタル化調整担当  
館野 雅貴 氏
- 6 持 参 品 インターネットに接続が可能なパソコン(タブレット端末不可)、  
筆記用具、各団体で使用している名札  
※なお、インターネット接続には研修会場のWi-Fiを使用する予定  
としておりますが、通信速度に影響が出る可能性があるため、モバイルWi-Fiやスマホデザリングなどを個別にご用意いただけると幸いです。
- 7 服 装 等 町の制服又は公務員としてふさわしい服装スーツ  
※クールビズ(ネクタイは不要です)
- 8 そ の 他

- (1) 研修会を欠席する場合は、当該団体の人事担当者から本会事務局へご連絡ください。
- (2) 研修会欠席又は受講できなかった者の資料は、後日、人事担当課あてに送付します。
- (3) 会場内での持込の飲食は不可です。ご了承くださいますようお願いいたします。

※会場内の自販機で購入した場合は、利用可能です。

- (4) 喫煙については、1階の喫煙スペースでお願いします。
- (5) 自動車でお越しの場合の駐車場は、会場横の専用駐車スペース又は、近隣のコインパーキングをご利用ください。
- (6) マスクの着用は任意とします。
- (7) 次に該当する者は、研修会の参加を控えてください。
  - ①平熱を超える発熱がある場合
  - ②風邪、体の不調(体が重く感じる)等の症状がある場合

(5) 人物試験評価者講習

本年度の「町職員研修会実施計画」に基づき、人物試験評価者講習（町の面接試験担当者を対象）は、昨年度に引き続き、参集形式での開催は中止し、各町においてオンデマンド方式で視聴する研修会を「実施要領」により開催した。

「優れた人材を確保するために」

公益財団法人日本人事試験研究センター

研修講師 武廣 巖 氏

令和7年度人物試験評価者講習実施要領

愛媛県町村会

1 研修目的

近年、町の職員採用試験において、人物重視の観点から、面接試験の比重が高まっている。一方、面接試験は、面接者の主観的判断が働きやすいため、面接者相互間で評価結果が異なる場合があるなど、その弱点も指摘されている。

このことから、面接試験の基礎知識、質問の技法、評価の技法を修得することにより、今後の面接試験の適切な実施に寄与することを目的とする。

2 研修動画配信期間 令和7年6月20日（金）～令和7年7月25日（金）

3 研修講師

公益財団法人 日本人事試験研究センター

4 研修受講対象者

面接試験官及び面接試験担当者

(6) 令和7年度法制執務研修会

本年度の「町職員研修会実施計画」に基づき、法制執務研修会（町の法制執務担当職員およびこれに準ずる職員を対象）を「実施要領」により開催した。

研修会受講者数は、35人

令和7年度町職員法制執務研修会実施要領

愛媛県町村会

1 研修目的

町の法制執務担当職員として必要な条例、規則の立案、解釈等の知識を修得することにより、当該町の法制の整備充実に資することを目的とする。

2 「ぎょうせいeアカデミー」eラーニング視聴可能期間

令和7年6月18日（水）～令和7年8月17日（日）

3 研修講師

株式会社ぎょうせい法制ソフト課 山下 勝弘 氏

4 研修コース名

法制執務入門 初めて作る改正規定

5 研修受講対象者

法制執務担当職員およびこれに準ずる職員

（法令の読み方等基礎知識の習得に関する研修とし、原則として初心者を対象とする）

6 研修経費

受講者3名までについては本会が負担し、受講者が4名以上の場合は、3名を超える人数から1人につき7,040円（税込）を、各団体においてご負担くださいますようお願いいたします。

なお、本会が経費負担する受講者3名について、次に該当する場合は、各町へ請求することがありますことをご了承ください。

■ eラーニング未受講の場合

■ eラーニング受講が極端に短い時間で修了していた場合

7 その他

(1) eラーニングでの研修方法としており、株式会社ぎょうせいから、配信期間の前日に受講者のメールアドレスにURL等が送付されます。

(2) 送付されたURL等の使い回しは禁止されておりますので、必ず受講される方全員の名簿をご提出ください。

(7) 令和7年度マネジメント研修会(管理職員研修会)

本年度の「町職員研修会実施計画」に基づき、マネジメント研修会（課長補佐級職員及び課長・主幹・係長を対象）を「実施要領」により開催した。

研修会受講者数は、18人

令和7年度マネジメント研修会実施要領

愛媛県町村会

1 研修目的

地方自治体のマネジメントの全体像を体系的に理解し、戦略・組織・職員のマネジメントの領域を学習することで、マネジメントの実践力を高めることを目的とする。

2 開催日時

令和7年8月5日（火） 午前9時～午後5時

3 会場

松山市一番町4丁目1-2 愛媛県自治会館 2階「会議室」

4 研修内容

- (1) マネジメントの理解
- (2) 戦略のマネジメント「戦略の実行」
- (3) 組織のマネジメント「組織内連携の向上」
- (4) 職員のマネジメント「部門の育成計画」
- (5) マネジメントの時間の確保

5 研修講師

株式会社行政マネジメント研究所 専任講師 山崎 清治 氏

6 研修受講対象者

研修は、課長補佐級職員を対象とした内容です。

課長補佐級職員以外の課長、主幹及び係長も研修受講は可能ですので、各町(団体)でご判断ください。

ただし、会場等の都合により、各町(団体)からの出席者は3名までとさせていただきます。

7 研修経費

無料。ただし、会場までの旅費は、各町(団体)で負担願います。

8 その他

- (1) 昼食は各自で用意願います。
- (2) 自治会館に公用車等の駐車スペースはありません。近隣のコインパーキング等をご利用ください。

## ◎ 令和7年12月末、積立金並びに会計現況

### 1 積立金

・ 振興基金積立金	347,115,000円
・ 災害見舞金基金積立金	26,344,000円

### 2 会計現況

・ 歳入累計額	74,822,074円
・ 歳出累計額	44,133,663円
・ 歳入歳出累計額	30,688,411円

## ◎ 全国町村会総合賠償補償保険事業

加入状況及び支払実績は別冊「災害共済関係事業の統計資料」に掲載のとおり。

## ◎ 団体生命共済（弔慰金）事業

加入状況及び給付実績は別冊「災害共済関係事業の統計資料」に掲載のとおり。

## ◎ 任意共済保険事業

加入状況及び給付状況は別冊「災害共済関係事業の統計資料」に掲載のとおり。

## ◎ 個人年金共済保険事業

加入状況は別冊「災害共済関係事業の統計資料」に掲載のとおり。

## ◎ 令和6年度軽自動車税申告書取扱状況

軽自動車税申告書データの取り扱いについては、平成19年4月から電算化を導入、事務処理は、一般社団法人軽自動車協会愛媛県事務所へ委託し、取扱件数等は年度単位で把握することとなった。

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの件数は次のとおり。

申告書種別	取扱件数(枚)
軽自動車税申告書(新規分)	33,076
軽自動車税廃車申告書	28,831
軽自動車税変更申告書(移転・変更分)	92,413
合計	154,320

なお、令和7年3月末現在、10市7町が電算化を導入しており、その市町は次のとおり。

- ・市 松山市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市  
四国中央市、西予市、東温市
- ・町 松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町

## ◎ 町行財政状況等の調査

町における行財政状況および特定事項（全国町村会・他県町村会等の依頼も含む）について、下記のとおり調査を実施した。

- 2月26日 対面的機能支払交付金および環境保全型農業直接支払交付金に関するアンケート調査へのご協力をお願い(全国町村会)
- 2月27日 地方公共団体情報システム標準化に関する調査について(依頼)
- 4月14日 地方公共団体情報システム標準化にかかる費用の調査について(全国町村会)
- 4月14日 町村長等の給料月額調査について(全国町村会)
- 4月30日 令和8年度政府予算編成及び施策に関する要望(案)の意見照会について(全国町村会)
- 8月20日 町長等の給与ならびに議会議員各種委員等の報酬額調べについて(本会)
- 9月24日 町村長名等の照会について(全国町村会)
- 10月20日 令和7年8月6日からの大雨における被災市町に対する令和7年度途中の中長期の職員派遣等について(依頼)
- 11月27日 令和8年度における被災市町村に対する職員等の派遣及び元職員等の情報提供について(依頼)

その他、随時、町長、研修、視察の先進地（県内、県外）の調査および各種検討事項等に関する意見を提出するなど回答を行った。

## ◎ 令和7年度町職員採用試験統一実施

令和7年度町職員採用試験については、次項「実施要領」により、本会での試験問題集等の関係諸資料の取り扱いを、平成2年度から期日統一実施のみ対応することとなり本年度で36回目となり、実施町は次のとおり。

<第1回 7月13日>

松前町、砥部町、伊方町、愛南町、伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合

<第2回 9月21日>

久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、愛南町

<第3回 10月19日>

伊方町、松野町

### 令和7年度愛媛県町職員採用試験統一実施要領

#### 1 提供問題集の種類

##### (1) 教養試験

(Standard I・II、Logical I・II)

##### (2) 社会人試験

(職務能力試験〈BEST-A〉、職務適応性検査〈BEST-P〉)

##### (3) 専門試験

(土木、建築、保育士、保健師他試験問題ご利用案内P.13記載の通り)

##### (4) 各種検査

(事務適性検査(Q)他試験問題ご利用案内P.13記載の通り)

#### 2 受付期間および場所

(1) 受付期間 町(団体)において決定するが概ね次のとおりとする。

・第1回 自 令和7年5月30日 至 令和7年6月6日

・第2回 自 令和7年8月6日 至 令和7年8月13日

・第3回 自 令和7年9月5日 至 令和7年9月12日

(2) 場 所 各町役場等

#### 3 試験日時および場所

##### (1) 統一試験日時

・第1回 令和7年 7月13日(日) 午前9時以降に開始

・第2回 令和7年 9月21日(日) 午前9時以降に開始

・第3回 令和7年10月19日(日) 午前9時以降に開始

(2) 試験開始時刻について

試験開始時刻の違いによる受験者間の問題情報の交換を防ぐため、教養科目等（Standard-I・II、Logical-I・II・職務能力試験・事務能力基礎試験）及び専門科目の開始時刻は、次のように設定してください。

- ・教養科目 午前（9時から11時までの間に開始）
- ・専門科目 午後（正午から13時30分までの間に開始）

(3) 場 所 町(団体)が決定した場所

4 受験資格

町(団体)において決定するものとする。

ただし、「令和8年3月に高等学校を卒業する方」を対象とする採用試験については、新規高等学校卒業者の就職に関する申し合わせにより、令和7年9月16日以降に実施していただくことになっております。

5 試験問題集等諸用紙

(1) 試験問題集等の申し込みは、日程表の期日までに概数をE-mailで連絡。

(様式1<概数申込書>)

(2) 試験問題集の確定数を、日程表の期日までに本会へE-mailにて申し込み。

(様式2<試験問題集申込書>)

(3) 本会が一括して、「公益財団法人日本人事試験研究センター」へ申し込み。

(4) 試験問題集等の発送は、「公益財団法人日本人事試験研究センター」から到着次第、本会から実施町(団体)の人事担当課課長あて「セキュリティ付ゆうパック」で郵送。

(様式3<試験問題集等諸用紙送付書>)

(5) 試験問題集等の受領について、本会あてに郵送にて送付。

(様式4<試験問題集等諸用紙受領書>)

(なお、この試験問題の他に町(団体)自体の問題(作文等)を加えても差し支えない。)

6 解答用紙および問題集の返送

町(団体)の人事担当課の責任者、または、代理者は、試験終了後用紙確認のうえ、直ちに「書留速達郵便・セキュリティ付ゆうパック」で本会あてに郵送または持参。

(本会が一括して、「公益財団法人日本人事試験研究センター」へ送付。)

## 7 採点と結果

- (1) 採点は、「公益財団法人日本人事試験研究センター」において行う。
- (2) 結果は、「公益財団法人日本人事試験研究センター」から本会へ一括送付されてきた受験者の成績結果①択一得点度数分布表、②高得点順受験者一覧、③受験番号順受験者一覧を各実施町(団体)毎に本会から回送。

## 8 合格発表

前述の採点結果に基づき各実施町(団体)で行う。

## 9 経 費

試験問題の作成経費および採点等の結果処理経費は、「公益財団法人日本人事試験研究センター」へ、受験予定者1人当たり教養1,000円・専門1,400円等を実施町(団体)が支払うものとする。

(なお、送金方法は、試験終了後、町(団体)から本会へ送金。一括して、本会から「公益財団法人日本人事試験研究センター」へ送金。)

## 10 その他

この統一試験日以外の日程で試験実施希望にあつては、「公益財団法人日本人事試験研究センター」(東京都新宿区片町4番3号 電話03-5363-9161 FAX03-5363-9165)へ、実施町(団体)から直接申し込み等を行うこととする。(別添「試験実施ご利用案内」P.24~37を参照)

＜令和7年度愛媛県町職員採用試験の統一実施（第1回）の日程表＞  
 （令和7年7月13日（日） 試験実施） 愛媛県町村会

月	日	事 項	備 考
1	5.23(金)	試験の告示（概ね）	町(団体)で行う
2	5.30(金) ～ 6.6(金)	試験申し込みの受付 （ただし、期間は実施町(団体)において 変更してもよい）	町(団体)で取りまとめる
3	6.12(木)	試験問題集の申し込み（概数）	町(団体)→本会
4	6.13(金)	[試験実施計画書]	本会→センター
5	6.19(木)	[試験問題集の申し込み（確定数）]	町(団体)→本会
6	6.20(金)	[試験諸用紙発送依頼書]	本会→センター
7	7月初旬	試験問題集等諸用紙の発送	センター→本会
8	7月初旬	〃 送付（書留で郵送）	本会→町(団体)
9	〃	〃 受領（郵送）	町（団体）→本会
10	〃	[試験諸用紙受領確認書]	本会→センター
11	7.13(日)	[試験日 教養・午前10:00～12:00]	町（団体）で実施
12	7.14日正午ま でに必着で発 送又は持参	解答用紙および問題集等の返送	町（団体）→本会 （書留速達で郵送又は持参）
13	7.14(月)	〃	本会→センター
14	7.18(金)頃	採 点 結 果	センター→本会
15	7.18(金)頃	〃	本会→町(団体)
16	8月初旬	合 格 発 表	町(団体)で行う
17	試験終了後	経 費 の 送 金 （申込部数1部当たり教養1,000円等）	町(団体)→本会

注）実施町（団体）は→町（団体）、公益財団法人日本人事試験研究センターは→センターと略記した。

＜令和7年度愛媛県町職員採用試験の統一実施（第2回）の日程表＞  
 （令和7年9月21日（日） 試験実施） 愛媛県町村会

月	日	事 項	備 考
1	8.1(金)	試験の告示（概ね）	町（団体）で行う
2	8.6(水) ～ 8.13(水)	試験申し込みの受付 （ただし、期間は実施町（団体）において変更してもよい）	町(団体)で取りまとめる
3	8.20(水)	試験問題集の申し込み	町（団体）→本会
4	8.21(木)	[試験実施計画書]	本会→センター
5	8.28(木)	[試験問題集の申し込み（確定数）]	町（団体）→本会
6	8.29(金)	[試験諸用紙発送依頼書]	本会→センター
7	9月初旬	試験問題集等諸用紙の発送	センター→本会
8	9月中旬	送付（書留で郵送）	本会→町（団体）
9	〃	受領（電話FAX）	町（団体）→本会
10	〃	[試験諸用紙受領確認書]	本会→センター
11	9.21(日)	[試験日 教養・午前10:00～12:00]	町（団体）で実施
12	9.22日正午までに必着で発送又は持参	解答用紙および問題集等の返送	町（団体）→本会 （書留速達で郵送又は持参）
13	9.22(火)	〃	本会→センター
14	10.1(水)頃	採点結果	センター→本会
15	10.1(水)頃	〃	本会→町（団体）
16	10月初旬	合格発表	町（団体）で行う
17	試験終了後	経費の送金 （申込部数1部当たり教養1,000円等）	町（団体）→本会

注）実施町（団体）は→町（団体）、公益財団法人日本人事試験研究センターは→センターと略記した。

＜令和7年度愛媛県町職員採用試験の統一実施（第3回）の日程表＞  
 （令和7年10月19日（日） 試験実施）愛媛県町村会

月	日	事 項	備 考
1	8.29(金)	試験の告示（概ね）	町（団体）で行う
2	9.5(金) ～ 9.12(金)	試験申し込みの受付 （ただし、期間は実施町（団体）において変更してもよい）	町(団体)で取りまとめる
3	9.18(木)	試験問題集の申し込み	町（団体）→本会
4	9.19(金)	[試験実施計画書]	本会→センター
5	9.25(木)	[試験問題集の申し込み（確定数）]	町（団体）→本会
6	9.26(金)	[試験諸用紙発送依頼書]	本会→センター
7	9月下旬	試験問題集等諸用紙の発送	センター→本会
8	10月初旬	送付（書留で郵送）	本会→町（団体）
9	〃	受領（電話FAX）	町（団体）→本会
10	〃	[試験諸用紙受領確認書]	本会→センター
11	10.19(日)	[試験日 教養・午前10:00～12:00]	町（団体）で実施
12	10.20日正午 までに必着で 発送又は持参	解答用紙および問題集等の返送	町（団体）→本会 （書留速達で郵送又は持参）
13	10.20(月)	〃	本会→センター
14	10.24(金)頃	採 点 結 果	センター→本会
15	10.24(金)頃	〃	本会→町（団体）
16	10月下旬	合 格 発 表	町（団体）で行う
17	試験終了後	経 費 の 送 金 （申込部数1部当たり教養1,000円等）	町（団体）→本会

注）実施町（団体）は→町（団体）、公益財団法人日本人事試験研究センターは→センターと略記した。

## ◎ 配付資料

- 1 令和7年度本会事業計画
- 2 令和7年度本会会費の分賦方法について
- 3 愛媛県町村会第78回定期総会次第
- 4 愛媛県町村会・愛媛県町村議会議長会定期総会日程
- 5 令和7年度本会一般会計予算
- 6 令和7年度本会特別会計予算
- 7 令和7年度全国町村職員生活協同組合愛媛県支部予算
- 8 各団体役員就任状況一覧表
- 9 ふるさと財団の取組について
- 10 大幅な賃金引き上げと適正人員配置による労働時間縮減、快適な職場環境を求める「要求書」
- 11 自治体職員の賃金・労働条件の改善に関する要求
- 12 令和7年度四国四県町村長・議長大会の開催について
- 13 罹災証明書に係る住家被害認定調査票(写し)の交付に関する意見書について
- 14 村上誠一郎総務大臣との意見交換会について
- 15 自治体職員の賃金・労働条件の改善に関する要求
- 16 今治市林野火災に対するお見舞いについて（報告）
- 17 地方自治体のシステム標準化コスト増加に関する要望について
- 18 令和7年度本会事務局体制について
- 19 令和7年度町等公平事務委託費負担金額表（案）
- 20 令和7年度町職員研修会実施計画（案）
- 21 令和7年度四国四県町村長・議長大会開催要綱（案）
- 22 郵便局と地方創生
- 23 県・市町連携施策検討促進事業費
- 24 令和7年度サマージャンボ宝くじ
- 25 令和6年度本会一般会計歳入歳出決算書
- 26 令和6年度本会特別会計歳入歳出決算書
- 27 令和6年度本会特別会計利益処分
- 28 第76回全国植樹祭えひめ2026について
- 29 令和10年度国民文化祭について
- 32 事業承継の現状と愛媛県事業承継・引継ぎ支援センターの活動について
- 33 愛媛県・市町連携推進プラン令和7年度版（概要）
- 34 大幅な賃金引き上げと適正人員配置による労働時間縮減、快適な職場環境を求める「要求書」
- 35 国民保護のための避難行動の周知促進のお願い
- 36 令和7年度全国町村長大会前後の関係団体大会・会議等予定一覧表(第1報)
- 37 全国町村長大会～能登半島地震災害対応視察日程表（案）
- 38 男性職員の育児休業取得促進について
- 39 2025年諸課題（ジェンダー平等推進・人員確保・労働安全衛生闘争）の申し入れ
- 40 大幅な賃金引き上げと適正人員配置による労働時間縮減、快適な職場環境を求める「要求書」
- 41 令和7年度全国町村長大会前後の関係団体大会・会議等予定一覧表(第2報)

- 42 令和7年度災害共済・保険事業加入推進運動実施要綱
- 43 令和7年度公共建物火災予防及び交通安全運動実施要綱
- 44 令和7年度全国町村職員生活協同組合共済事業加入推進運動実施要綱
- 45 「過疎対策関係予算・施策に関する要望」について
- 46 令和7年度全国町村会デジタル創発塾募集要項
- 47 「地域農政未来塾」第10期生募集要項
- 48 地方公共団体情報システム標準化に伴う運用経費について
- 49 学校給食無償化の動向について
- 50 交通死亡事故多発に伴う緊急事態宣言の発令について
- 51 町村長等の給料月額調査（冊子）
- 52 令和7年度基準財政需要額・基準財政収入額・財源不足額の調（冊子）
- 53 「2026年版 町村長手帳」
- 54 2026年年賀交歓会のご案内について
- 55 町長の給与ならびに議会議員各種委員等の報酬額調
- 56 採用試験情報 第006号～009号（公益財団法人日本人事試験センター発行）（冊子）
- 57 町村週報（全国町村会発行）（第3306号～第3344号）
- 58 町会報えひめ（本会発行）（第189号～第200号）

（注）以上配付資料については、他団体からの回送分を含む